

## イノベーションと特許 (2) (最終回)



会員 増田 竹夫

## 要 約

## (1) 目的

政府が公表した「日本再生戦略」(2012年7月)、「知的財産推進計画2012」において、「イノベーション」、「プロイノベーション」という用語が頻繁に使われている。「グローバル・ネットワーク時代」の知財戦略の焦点は、プロパテントからプロイノベーションに移行している、という。このような時代の大きな変化の中で、中世から続く「独占排他権を中核とした特許(制度)」の在り方は、その本質的な部分で変わっていない。プロイノベーションの時代に、特許が十分に機能しているのかどうかを考察し、特許法第1条の規定を信じて疑うことのなかった会員諸兄にいくつかの疑問点を提示し、再考の機会としたい。

## (2) 方法

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が企画・発行した『事業戦略と知的財産マネジメント』(2011)、会員の佐藤辰彦の労作『発明の保護と市場優位』(2009, 白桃書房)、幡鎌博『発明のコモンズ』(2010, 創成社)、ボルドリン/レヴァインの『<反>知的独占』(2010, NTT出版)、池田信夫『イノベーションとは何か』(2011, 東洋経済新報社)、猪木武徳『経済学に何ができるか』(2012, 中央公論新社)を主たる参考文献とし、新聞記事や政府の公表文書などを参考に、筆者の40年に及ぶ特許実務経験を踏まえて、イノベーションと特許との相互関連を考察する。

## (3) 概要

「プロパテント」時代には、「知的創造サイクル」というモデル(テクノロジープロジェクションモデル)がもてはやされ、代理人である弁理士は、知的財産が創造されたときにこれを保護・権利化する重要な役目を担うということが盛んに喧伝されていた。しかしながら、創造された知的財産のうち発明が特許庁へ特許出願される件数はここ数年減少し続けている<sup>(1)</sup>。また、バブル崩壊後の「失われた20年」に拍車をかけるように2011.3.11に東日本大震災が起き、人災と認定された福島原発事故の収拾もいまだつかない現状で、独占排他権を中核とする特許を起因としたイノベーションは起こりにくい。むしろ、大企業による特許網、特許群<sup>(2)</sup>の構築により、起業が制限され、アントレプレナー(イノベーター・起業家)が生まれにくく、イノベーションが阻害されているのではないかと考えられる。

## 目次

(はじめに)

I. イノベーションとは何か

II. イノベーションの基本モデル

III. プロパテント政策の検討

(以上は2013年5月号掲載)

IV. アンチコモンズの悲劇とオープンイノベーション(以下今月号)

1. アンチコモンズの悲劇

2. オープンイノベーション

V. 発明が経済成長の原動力になりうるか

1. 最近の新聞等の記事から

2. 『特許と経済社会』(渋谷達紀著)

3. 経済学者猪木武徳氏の視点

4. 『リ・イノベーション』(三品和広+三品ゼミ著)

5. 『日本経済を創造的に破壊せよ!』(伊藤元重著)

6. 『<反>知的独占』(ミケーレ・ボルドリン他著)

VI. 特許制度の未来

1. 欧州特許庁(EPO)が2007年に発表した「未来のシナリオ」

2. 『発明のコモンズ』(幡鎌博著)

3. 『知的財産制度の新たな地平線・序説—これからの知的財産制度のあり方への見直しの視点—』(清川 寛著)

4. 産業革新機構による「休眠特許買い取りファンド」

(おわりに)

#### IV. アンチコモنزの悲劇とオープンイノベーション

##### 1. アンチコモنزの悲劇

(1) アンチコモنزの悲劇とは、ウィキペディアによれば、「共有されるべき財産が細分化されて私有され、社会にとって有用な資源の活用が妨げられることを指す。コモنزの悲劇から派生した言葉。コモنزの悲劇では資源の過剰利用が問題になるのに対し、アンチコモنزの悲劇では、資源の過剰利用が社会に不利益をもたらすということで問題となる」。「例えば、研究などの私有化が進むと、研究成果は知的財産権によって保護され、それによって研究成果や技術の利用が制限される。ゆえに社会は有用な研究成果や技術などが使えなくなる。知的財産権については権利関係が複雑であることが一般で、それを使用するために必要な交渉を行えば、交渉コストが高くなり、効率性は最悪になる。事業者は競争相手や特許・特許料の保有する既存特許への抵触を恐れて、未踏分野における事業開拓を躊躇する。一方で事業者間の知財紛争の際にクロス・ライセンスの材料とするべく、利用予定のない特許を大量に取得し死蔵し、これらの膨大な特許の存在がまた別の事業者の活動を阻害することになる」と説明されている。

(2) 前出(2013年『PATENT』5月号)の後藤晃氏の12年前の著作に『イノベーションと日本経済』(2000, 岩波新書)があり、「より効率的な新しいイノベーションシステム」を提案している。その中で、「『コモنزの悲劇』とは、入会地や公海のような私的な所有権が確定していない場所では、そのなかにあるキノコや魚などの資源は自分が取らねば人に取られるということになり、結果的に乱獲されてしまうことをさしている。これにたいし、アンチコモنزの悲劇は、逆に多数の私的所有権が過剰に主張される結果、だれも利用できなくなることを意味している」(161~162ページ)との説明がある。

また、「強い特許は望ましいか」と題し、「強い特許は、ほぼ確実に競争を制限し、一般の独占と同じように、高い価格などの厚生上の損失を社会にもたらす」、「強い特許は他方で発明のインセンティブを強め、研究開発を活発化し、独占の弊害を打ち消してあまりあるほどの、技術進歩による利益を社会にもたらさだろうか」、「問題は、あまり最初の発明者

を強く保護しすぎると、それを利用してさらに発明をおこなうことが困難になるという点である」(159~160ページ)と問題提起している。現在はこの著作が公表された当時よりも「さらに強い特許」になっているが、「独占の弊害を打ち消してあまりあるほどの、技術進歩による利益を社会にもたらした」状態にはなっていないことは、国民の大半が感じていることであろう(傍線筆者)。

(3) 佐藤辰彦氏も引用された中山一郎氏の『「プロパテント」と「アンチコモنز」-特許とイノベーションに関する研究が示唆する「プロパテント」の意義・効果・課題-』と題する独立行政法人経済産業研究所(RIETI)のレポート(2002)によれば、

<「プロパテント」という変化が、規範的に考える程の効果を有しないとしても、その弊害が看過し得ない程顕在化していないとするならば、一定の範囲の「プロパテント」は知識経済の進展に伴う自然な帰結とみる余地までは否定されないであろうが、他方で、先行研究は、弊害が顕在化しない理由として、実用的な解決策の存在を指摘している。今後、我が国でも、同様の実証研究が進められることが望ましいことはもちろんのこととして、これまでの主として米国における研究は、今後の我が国の政策立案に対しても、以下のような含意を持つように思われる。

(イ) 実証的に明らかにされたとはいえない「プロパテント」の規範的効果を所与の前提として、制度改正の是非を論じるべきではないこと。

(ロ) 「アンチコモنزの悲劇」を杞憂とするための実用的な解決策が適切に講じられているかを不断に検証する必要があること>(傍線筆者)

中山一郎氏のレポート(「RIETI Discussion Paper Series 02-J-019」, 分量として44頁ほど)からほぼ10年が経過し、日本経済は「失われた10年」から「失われた20年」と呼ばれるほどに低迷を続け、その間に産業競争力を向上させるほどのイノベーションが促進された形跡は見当たらない。イノベーションを促進させない原因が「プロパテント」政策とまでは断定できないまでも、少なくとも「プロパテント」政策が直接的にイノベーションを起し、産業競争力を向上させたといえるエビデンスは

見つからない、ということではできない。

- (4) 『知財マネジメント』と『発明の保護と市場優位』では、「プロパテント」の意味合いが微妙に食い違っているように思われる。佐藤辰彦氏の著書では「発明の保護強化」が中心となるが、『知財マネジメント』では、「知的財産権を事業の積極的な防具として活用する知財権重視政策です」(26頁)と定義されている。

前出の中山一郎氏によれば、「さらに、我が国では『プロパテント』の内容として『保護範囲の拡大』『エンフォースメントの強化』といった点が観念されているが、仮に『プロパテント』がそのような変化を表す概念であったとしても、それがどのような状態からの変化であったのかという点については留意が必要である。すなわち、米国の場合には、80年以前は、特許は独占であり望ましくないという反トラスト法の影響を強く受けた一部の裁判所では特許が有効とされる割合が極めて低く、これがフォーラムショッピングを招いたことから、判例法の統一及び安定性への要請が連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の設立につながったという事情が存在したといわれる。この点に関連して、CAFCのレーダー判事及びニューマン判事は、ともに、CAFCの設立は経済的な効果を目的にしたものではなかったとの認識を示している。その他『プロパテント』か『アンチパテント』かは、反トラスト法の運用方針の変化としての側面を持つことを指摘する見解は少なくない」(5頁)と解説されている。

- (5) 『知財マネジメント』では、米国のプロパテント政策から数多くの大学発ベンチャーが生まれ、「マイクロソフトやシスコシステムズといった現在情報通信関係の代表的な企業の多くが、これをきっかけにして生まれたベンチャーから育った企業で、大学の研究者や学生が中心になって立ち上げたものや、その技術移転を受けて起こされたものです。ネット検索最大手のグーグルは、スタンフォード大学発のベンチャーで、起業から7年間で、トヨタの時価総額を抜きました」と解説している。

我が国におけるプロパテント政策からは、このようなベンチャーに匹敵するような企業もイノベーションも生まれていないのが現実である。

我が国のプロパテント政策から、マイクロソフトやグーグル、あるいはアップルのような企業を起こ

すイノベーターが誕生し、イノベーションを生じさせたのかというと、否定的にならざるを得ない。

## 2. オープンイノベーション

- (1) 『特許制度に関する論点整理について』(—特許制度研究会 報告書—) 2009年12月特許制度研究会によれば、オープンイノベーションとは「技術開発からその事業化までの過程の中で、業種を越えた他企業や大学、政府等とも積極的に協力して取り組むことにより、新しい事業価値をつくり出し、これまでにない業界や市場を創出する考え方」と定義されている。ここでは、特許制度研究会という性格上、当然ながら技術開発が中心に置かれている。
- (2) 2012年8月に公表された「RIETI Policy Discussion Paper Series 12-P-015」の「日本企業のオープンイノベーションに関する新潮流：大手メーカーに対するインタビュー調査の結果と考察1」元橋一之氏(経済産業研究所)、上田洋二氏(経済産業省)、三野元靖氏(経済産業省)によれば、

＜要旨 イノベーションに関するグローバル競争の激化や新興国市場に対応した事業モデルの転換が迫られる状況で、日本企業はオープンイノベーションへの動きを加速化させている。ここでは、日本の大手メーカー9社に対するインタビューによって明らかになった研究開発や事業戦略に関する外部連携と国際化に関する新たな動きについて述べる。具体的には、以下の5点について各社の取り組みが進んでいることが分かった。(1)オープンイノベーションに関する専門部署の設置、(2)研究から事業化まで一貫通貫のオープン化、(3)戦略的な外部連携に対する取り組み、(4)社会システムデザインを目指した異業種コンソーシアム、及び(5)海外(特に新興国)におけるオープンイノベーションの取り組みである。また、政策的なインプリケーションとしては、(1)技術経営教育の充実、(2)知的財産権の強化と技術市場の確立、(3)海外への技術流出に対する対応などを挙げる事ができる＞

そして、この論文の「1. はじめに」によれば、

＜イノベーションに関する国際競争が厳しくなる中で日本企業において製品開発のスピードを上げるこ

とが必須の課題となっている。また同時に技術革新が進み製品やシステムの複雑さに対応するために研究開発のスコープを広げることも必要になっている。しかし、研究開発のスピードとスコープ拡大を両立することは自前の研究開発リソースでは難しい。

従って、国内外を問わず外部の企業や研究機関を積極的に活用するオープンイノベーションが必要になっている。更に、リーマンショックや震災の影響などで企業業績の悪化がみられる中で、研究開発投資に対するリターンについてもより高いハードルが設けられている。すべての研究開発テーマを自社で行うことは不効率なので、事業に対する貢献の高いものを自社で行う一方、より長期的な観点から必要性が高いと考えられる分野については外部との連携で行う研究開発テーマの仕分けが必要となる。このように外部の研究資源を活用した新商品の開発や新事業の創出を行うこと、すなわちオープンイノベーションは企業にとって喫緊の課題となっている。

という。

(3) 2013/4/4 の DIAMOND online < IT& ビジネス > に連載されている「シリコンバレーで考える」(第 55 回) (安藤茂彌 [トランス・パシフィック・ベンチャーズ社 CEO, 鹿児島大学特任教授]) に、「日本の家電メーカー 3 社が大幅な赤字を出していることが、アメリカで大きく報道されている。そしてこのニュースはアップルの好調な業績と対照的に報道されることが多い。パナソニック、シャープ、ソニー 3 社の赤字額を合計すると、ほぼアップルの黒字額に匹敵するとニューヨーク・タイムズは報じた」という冒頭の記述から始まって、日本の家電メーカー 3 社が「技術自前主義」に陥って赤字を累積していったが、アップルは頭脳だけを国内に残して、手足は国外に移すというファブレス (Fables) 企業として高い収益をあげたという。そして、「世界の潮流は『技術自前主義』から『オープン・イノベーション』に向かっている。技術を自前で開発する時間もなくなったし、成功リスクを考えると自前主義は効率が悪いからだ。世界のどこで開発された技術であれ、必要なときに金を払って手に入ればよい。本当に有力な技術なら M&A すればよい。そう割り切ると『オープン・イノベーション』は強

い味方になる」と述べている。(著者によって「オープンイノベーション」と「オープン・イノベーション」と異なる表記をするため、著者の表現に従った)

また、安藤氏は、「M&A しても常に成功するとは限らない。これを成功させるには優れた経営力が必要となる。だが自主開発技術が他社に出遅れた場合には、これが競争力回復の重要な選択肢になる。世界の液晶テレビ市場で先行するのはサムスンと LG の二社である。その上、両社が OLED テレビで品揃えを固めれば、日本のテレビ産業はさらに後退する。日本は産業の存亡をかけて M&A に真剣に取り組まなければならない。M&A が分かる人材が社内にはいなければ、中途採用をすればよい」とも述べている。なお、OLED は、有機 EL のことである。

さらに、安藤氏は、技術中心の「オープン・イノベーション」だけでなく、「異能の活用、使い勝手の良い製品の開発、戦略的 M&A の実施、技術自前主義からの脱皮、外部人材の登用。これらはすでに世界の競合企業がリスクを取ってやっていることだ。日本の家電各社も同程度のリスクをとらなければ競争して行けない。もし、これらに挑戦せずに漫然とリストラを繰り返すならば、日本のエレクトロニクス産業には未来がないだろう」と結論している。

ここでも、特許という独占を前提にした技術中心の考え方では、イノベーションはうまくいかず、「異能」および「外部人材の登用」、すなわち前回 (2013 年『PATENT』5 月号) 「アントレプレナー」の項目で紹介した真壁昭夫氏の言うところの「若者、バカ者、よそ者」の出現が不可欠である。

(4) 日経産業新聞オンラインの「技術で創る未来」の「(5) 人材育成 創造力、多様な個性から・日本を元気にする産業技術会議 最終報告」2012/12/13 によれば、次のように記載されている。

<オープンイノベーションの推進やグローバル課題解決への挑戦、新しい価値づくりを目指す産業の転換には多様な能力を備えた厚みのある技術人材が求められている」とし、この会議は次の 2 点を提言している。

「(1) オープンイノベーションに挑む視野の広い高度技術人材を育てるため産学官の連携による『人材育成オープンプラットフォーム』を創設しよう。

日本の技術開発力の底上げと強化には多様な人材

が必要である。日本の長年の強みである、ものづくりにたけた技術人材の蓄積の重要性は変わらない。

しかしオープンイノベーションの実現や新しい価値創造力を高めていくには、専門的な知識や技量に加え、高いコミュニケーション力や複数領域の技術知識、マーケティングや営業、企業経営などといった幅広い視野とプロデューサー的なセンスを備えた人材が求められており、その育成に産学官は知恵を結集する。既存の制度や慣習を大胆に見直す。

(2) グローバル課題に挑む人材の育成に向け大学や公的研究機関は英語を公用語化するなど『人材開国』に取り組もう。

欧米やアジアの優れた研究者・技術者と競い合えるグローバルな競争力を備えた技術人材の育成のため、異なる文化や価値観を理解し言語や文化の違いを乗り越えて、創造的な研究開発や事業を協働できる人材の育成が急務だ。若手研究者や学生に海外経験を積ませる。

海外から優れた研究者や留学生を呼び込むため、大学や公的研究機関は英語公用化など既成概念にとらわれない大胆な改革を進める。改革はすべての大学や公的研究機関が一律・一様に取り組めるものではなく、組織の個性や特質を生かした国際化戦略をつくる>

- (5) 「オープン・サービス・イノベーション ヘンリー・チェスブロウ著 開放的な事業モデルへの転換説く」と題する日本経済新聞 2012/12/23 朝刊の書籍紹介記事がある。著者は、「内部のイノベーションを加速するため意図的に社外と知識を出し入れする」オープンイノベーションを提唱し一躍注目されるようになった。

神戸大学教授小川進氏は、この書籍について、

<現在、世界の多くの製品でコモディティ化（汎用品化）が進み、製品ライフサイクルが短縮している。『コモディティ化のワナ』から抜け出る方法として著者は『オープン・サービス・イノベーション (OSI)』を提唱する。メーカーでも、事業を製品中心でなくサービス中心でとらえ直す。ユーザーをパートナーにイノベーションを共創する。社外と双方向に知識をやりとりしイノベーションを促進する。サービスを中心とし社外に対し開放的な新しい

事業モデルに転換する。これら4点がOSIを実現するカギになると説く。

紹介事例は知的好奇心をくすぐる。スペインのカタルーニャ地方に店舗を構えていたレストラン『エル・ブリ』。1997年からミシュラン3つ星を維持していたが、営業日は1年の半分。残り期間をレシピ開発に費やしていた。しかも劇的に新鮮な食体験を提供するレシピの中核アイデアは自前でなくハーバード大学など外部研究機関から来たという。他方、エル・ブリはノウハウを共同ブランド開発の形で他社に提供し、レストラン事業以外の分野でもイノベーションを収益化していた。

楽曲販売のベンチャー企業、ポップカツの事例も興味深い。同社は流行を敏感に察知する仕掛け人『トレンドセッター』に報酬を与え流行を先読みする。トレンドセッターがダウンロードした楽曲を別の人が購入した場合、購入額の何割かを受け取れるようにしているのだ。同社のサイトではランキング上位のトレンドセッターを公表し初心者が新しい音楽を探しやすいようにしている。サービス化・コモディティ化が進む経済下で『すでに起こった未来』を効率的に知るのに絶好の書である>

と紹介している。

ここでは、特許を中核とした技術革新よりもサービスの新規ビジネスモデルがイノベーションを起こすには有効であることを説いている。技術中心のイノベーションは、「オープン・イノベーション・イノベーション」と呼ぶ方が適切であろう。

- (6) 今の日本の現状は、「オープンイノベーション」という概念の中心に技術開発を置き、技術を中心とすることに拘泥するあまり、真のイノベーションが生じにくくはなっていないか。「イノベーション」は、「技術革新」そのものではないという認識を持ち、「改善」にばかり力点を置き、「革新」モデル創造から遠ざかる一方になっていないか。最初に筆者が定義したような「イノベーション」が、少なくとも「知財立国」宣言後今までの間には、特許に基づいては生じていない。それにもかかわらず、大手企業へのアンケート調査により研究開発の費用が増えているとう事実が、特許制度の有効性とかプロパテント政策の成果を示すエビデンスとなる、とどうしているのか。知財関係者の自己満足の中からは、

真の「イノベーション」は生まれない。

## V. 発明が経済成長の原動力になりうるか

(なお、誤解のないように申し添えるが、ここで「発明」とは特許で保護される発明であることはいうまでもないし、「経済成長の原動力」とはイノベーションを指している)

### 1. 最近の新聞等の記事から

(1) 東レ経営研究所産業経済調査部チーフエコノミストの増田貴司氏が、日経新聞の2012/7/20夕刊に連載されている「十字路」で、「日本独自の強みを生かそう」と題し、「誰でも作れるようになった製品分野で、生産コストの低減で生き残ろうとしても、大量生産と低賃金という優位性を持つアジア新興国に勝つことは難しい。今なすべきは、自身の強みや得意技を生かして、新興国にはまねのできない魅力ある商品を作り出すことだ。そのためには日本の独自性を捨て去ってはならない。経済がグローバル化すればするほど、文化や価値観といった深層レベルでの個性が差異化のための重要な武器になる。すり合わせ、愚直なものづくり魂といった日本独自の能力は、陳腐化したわけではない。環境変化に応じ、その使いどころや使い方を変えることが求められているのだ。日本文化の根底で育まれてきた繊細、丁寧、緻密にものをしつらえる感性や美意識を製品やサービスに効果的に埋め込むこと。これを作り手の自己満足のためではなく、顧客に選ばれる魅力的な商品づくりのために推進したい」と述べ、ジョブズ氏が語った物造りを通して新しい「文化」を生み出すことに通じるものがある。

(3) 増田貴司氏はさらに、2012/12/21の「十字路」で、「今、スマートシティー（環境配慮型都市）が脚光を浴びている。IT（情報技術）を活用して市民生活の質や利便性を高めながら、エネルギー効率の改善や低炭素社会の実現を目指す都市のことだ。全国で始動中のスマートシティーの官民連携プロジェクトは、延べ200超の都市に及ぶという」という書きだしで始まり、「環境技術、省エネ技術といえば日本のお家芸であり、日本はスマートシティー関連の技術力では世界最高の水準にある」が、「日本の取り組みの現状は、技術や実証実験では先行しているが、事業化に向けた動きは遅れが目立つ。収益化のビジ

ネスモデルは見え、産業化を主導する事業主体も不明確なままだ。日本のスマートシティー提案の最大の弱点は、電池や発電所といったモノの話ばかりで、街や人々の生活がどのように変わるのかを示していない点にある。モノ売りにとどまり、「ビジョンや生活スタイル、具体的な解決策等を提案できていない」という。そして、「世界のスマートシティー開発をめぐる競争で日本型を売り込んでいくためには、モノではなくコトを売る発想への転換が欠かせない。日本には深刻な公害問題を乗り越えてきた経験がある。そうした経験の輸出に、モノ売りが付随していくような提案を目指すべきだ」と提言している。

(4) 同じ日経新聞の朝刊に連載されている「大機小機」の2012/10/30の「競争社会のダイナミズム」と題するコラムの中で、「日本でバブル崩壊後20年以上も不動産市況の低迷が続く中、米国の不動産市況に持ち直しの機運が生じている。（中略）この回復傾向は時間と共に自然と生まれたのではない。（中略）最近では、デパートや各種スーパー、病院や映画館、レストランなど生活に必要なサービスを提供できる高級で多様な施設を、コンドミニアムと併存させて交通の便の良い地域に一体開発するケースが増えている。住民はその域内を歩いて日々必要なニーズを全て満たせるようになっており、改めて郊外のモールに車で買い物に出掛ける必要はない。（中略）かつて開発された郊外の大規模ショッピングセンターが老朽化する中、新たなビジネスモデルが現れてその地域全体の価値を高めている。（中略）この様な不断の技術進歩や新たなビジネスモデルを生む米国のダイナミズムは、ひとえに自由な競争環境のたまものである。（中略）翻って日本では政府も日銀も金融機関も大企業も、大胆な戦略転換や競争環境整備には及び腰である。この環境下では大胆な起業家や新しいビジネスモデルも育たない。ユーロ危機の本質も、通貨間競争の放棄による市場間競争の欠如にある。競争を通じてこそ社会のダイナミズムが生まれ、成長が実現し国民は豊かになる。欧州連合（EU）の将来も支援体制ではなく、参加国間の競争環境整備の状況いかんにかかっている」（桃李）と述べている。

(5) 日経新聞2013/1/7朝刊に、「特許、『数で勝負』にもろさ」と題して、東大特任研究員の小川紘一氏

が、日本の電機メーカーの危機については、「特許や技術ノウハウなど知財の戦略転換ができていないことが一因だと思ふ。米アップルや韓国サムスン電子は、独自の戦略を築き上げた。日本企業は彼らを見習い、新たな戦略を築くべきだ」と述べ、企業の特許出願数の多さについては、「日本の電機メーカーは多数の特許を国内外で取得する戦略をとっている。今も液晶テレビやリチウムイオン電池では特許の7~9割を日本企業が占める。それでも勝てないのは、特許数で勝負するのは新興国の手法だからだ」と述べている。さらに、サムスンについては、「電機業界に普及した『技術の共通・標準化』を自社戦略に取り込んだ。標準技術の部品やソフトを世界で安く調達し、組み合わせ、そこそこの製品を圧倒的に安いコストで造る。研究開発費や特許数で劣っても構わない。クロスライセンスに持ち込めば利用料は最大でも製品出荷額の5%程度。コスト削減でカバーできる」、アップルについては、「スマートフォンやタブレット端末を売って大成功しているように見えるが、それを実現しているのは『オープン&クローズ』と呼ぶ事業モデルと知財戦略だ。標準技術を使ってコストを下げるオープン領域と、特許や秘密を使って徹底的に囲い込むクローズ領域を明確に区別している」、「独自のデザインや使い勝手の部分は特許権や意匠権で固めてライセンスせず、模倣されれば対サムスンのように訴訟で争う。製品の動きをつかさどる組み込みソフトはブラックボックスとし、開示せず競争力を保っている」、「一方、端末製造の情報は外部に開示し、安い部品を調達して新興国で生産する。その結果、端末を売った付加価値の40~50%をアップルがとり、組み立て会社はわずか1.5%しか得られない」と述べている。そして、アップルの知財戦略について、「米国企業が強いのは、1人の天才の周りを、巧みな戦略を立案・実行する多くの軍師が固めているからだだろう。そうした体制を築けている日本企業はほとんどない」と結論している。

(6) 政府の「知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ(第1回)議事次第」(平成25年1月25日)に掲載された参考資料1として、「知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループの設置について」があり、参考資料1の「開催趣旨」において、次のように述べている。

平成14年、知的財産戦略会議により、知的財産立国実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」を策定されたが、それから10年を経過した現在、知財立国に向けた取組は道半ばである。

予想をはるかに超えるスピードで進むグローバルネットワーク化、新興国の台頭を背景とする各国間での知財システム競争の出現、知財の保護から活用への視点の転換及び知財マネジメント人財の育成の喫緊性の高まりといった環境変化がここ10年で生じており、今後我が国がどのような対応をするかが喫緊の課題となっている。

このため、知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会及びコンテンツ強化専門調査会の下に、知的財産に関する有識者による「知的財産政策ビジョン検討ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置し、これまでの10年間の取組を点検した上で、今後の10年を見据え、環境変化への柔軟な対応も念頭に置きつつ、我が国のソフトパワーも含めた国力強化という視点に立った「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた検討を行うこととする>(傍線筆者)

政府自らが、「知財立国に向けた取組は道半ば」と認めている。発明を奨励し、出願件数を増やしても、社会を変え、経済発展につながるイノベーションは生ぜず、多大なコストの上で成り立っている特許制度が十分に機能していないと考えられる。特許で保護された膨大な数の発明を活用し、これをベースに新たなビジネスモデルを創出し、経済発展につなげるために、「知財マネジメント人財の育成」ということを強調している。しかしながら、このような「人財」は速成できない。知財の知識の専門家である弁理士で経営学に明るい人材はきわめて少ない。この「人財」が「知財マネジメント」を行う人ではなく、イノベーションを起こせる「人財」であり、「イノベーター(アントレプレナー)」になりうる人材ないしはイノベーターを生み出すサポート役の育成としたほうが、日本経済にとって有益かつ即効性がありそうに思える。要は、「知財」に拘らず、「知財」を含むマネジメント能力を磨き、自らイノベーターになり、あるいはイノベーターが生まれやすい会社風土をつくることのできる人材が望まれている。

(7) 日経新聞 2013/2/20 朝刊に、「特許黒字 1 兆円に迫る 昨年最高 2 割増 海外子会社からの収入大半 『知財立国』なお途上」と題する記事の中で、「大幅な黒字を計上している特許使用料も、日本企業が海外子会社とやり取りする企業グループ内の取引が大半を占める。総務省がまとめた 12 年の科学技術研究調査によると、特許料の受け取りなど『技術輸出』の 71.6%が親子会社間の取引だった。中でもアジア地域の子会社から受け取る特許料が大半を占める。黒字額をさらに拡大していくには、知財を活用する戦略を強化し、グループ外の海外企業などからの特許料収入を増やしていくことが求められる」と解説されている。また、「著作権の収支は約 5800 億円の赤字。世界的にも人気が高いアニメなどのソフト文化を生かし、著作権でも黒字を稼ぐ構図を築けるかどうかが課題だ」としている。

(8) 一般財団法人知的財産研究所（以下「知財研」という）が国内外企業約 500 社への調査をもとに、グローバル知財戦略に関する提言をまとめた記事が、日本経済新聞 2013/5/27 朝刊に掲載された。その記事によれば、「日本企業は欧米勢に比べて、知財の獲得が自前での調達に偏っており、知財の活用では訴訟やライセンスに消極的なことが分かった。知財研が昨年秋から今年 2 月にかけて、日本企業約 400 社、欧米アジア企業約 100 社にアンケート、聞き取りをした。直近 10 年で知財の獲得を目的とした M&A（合併・買収）の有無を聞いたところ、米国企業の 60%、欧州企業の 54%がそれぞれ『増えた』と答えた一方、日本企業は 19%だった。海外企業・大学との共同研究については、米国企業の 50%以上、欧州企業の 40%以上がそれぞれ『増えた』と答えたが、日本企業は約 20%にとどまった。知財の活用面でも違いが際立つ。自社特許の侵害品を海外で発見した場合、欧米企業の 20~25%が『提訴する』と答えたのに対し、日本企業は 2.5%だった。『侵害品発見を機にライセンスをもちかける』との答えも、欧米は 15%程度あったが、日本は 9%だった。同研究所は『日本企業は知財をもっぱら自前で獲得し、防御目的で蓄積してきた。今後は外部から知財を調達することなどにも力を入れるべきだ』と提言している」という。オープンイノベーションからは、ほど遠い戦略としか言いようがない。

(9) 上記記事の出典になっている知財研が特許庁へ

提言した「平成 24 年度特許庁知的財産国際権利化戦略推進事業報告書」（平成 25 年 3 月作成）によれば、本事業の目的は、「我が国及び諸外国企業の最新の知財戦略の実態を調査・分析した上で、我が国企業の国際競争力を強化するための知財戦略の在り方を提言し、当該調査・分析結果及び提言を、我が国企業等へ発信していくことを目的とする」という。そして、本事業は、以下の 5 テーマを対象とするグローバルな知財戦略に関する調査研究とグローバル知財戦略会議とから構成されている。

- [テーマ 1] 知財資源の調達戦略
- [テーマ 2] 知的財産の権利化デザイン戦略
- [テーマ 3] 知的財産の権利化実行戦略
- [テーマ 4] 知財創造人財<人材を“財（たから）”と把握>の確保・管理戦略
- [テーマ 5] 国際標準化戦略と融合した知財戦略

テーマ 1 については、次のように提言している。

<調査・分析結果を踏まえ、国際競争力を高めるための資源調達面での戦略の在り方について次の提言を行う。

- 知財の視点を含めたビジネスモデルの検討をすべき
- 収益を継続させるためには、知財の活用が非常に有効である
- トップマネジメントによる知財マネジメントの実行もしくは権限の委譲をすべき
- 事業戦略を十分に理解した責任者による知財戦略のマネジメントが有効と思われる
- 知財の外部調達を検討すべき
- 事業のスピードアップのために、事業戦略に即した知財資源の調達を検討する
- 外部からの知財人財の起用も検討すべき
- 海外事例が一概に良いとは言えないが手段の一つとして人財採用や外部人財活用も検討>

テーマ 2 については、次のように提言している。

<ライセンス収入を目的とした出願戦略も、業態によっては、競争力を高める一つの手段として考慮すべき。出願先国として今後成長が見込まれる BRICs 市場を検討すべき。技術流出対策（従業員の



流動性を考慮した対策等)を講じるべき。技術だけでなく、デザイン・ブランド、ビジネスモデル等を総合的に勘案できる人財を育成すべきではないか>

テーマ3については、以下のように提言している。

<権利を取得すること自体を目的化せず、明確な活用目的のもとで権利化すべき。活用目的に沿って積極的に権利活用を行うべき。グローバルな権利取得のために制度・運用の調和を加速すべき>

テーマ4については、以下のように提言している。

<発明行為を含む知財創造活動に対する適切な報奨／評価は、企業の利益や国際競争力強化に資する重要な要素の1つとして捉えるべき。各企業は、発明者を含めた知財創造人財全体の効果的な活用のために、知財創造に対する報奨の時期、種類(金銭・非金銭・人事処遇など)及び対象者の組合せを最適化し、必要な発明報奨を含む社内制度の構築を検討すべき。グローバルな企業活動に対応した発明報奨を含む社内制度を構築するに当たっては、各国の従業者発明制度や労働・社会環境の特徴と各国の様々な事情を反映した社内制度を検討すべき。我が国の従業者発明制度を再考する場合には、発明者等の従業者への処遇やグローバルな知財創造活動を含めた企業活動全体を考慮しつつ、諸外国の従業者発明制度、並びに、各国の労働法制及び労働・社会環境も検討要素とすべき>

テーマ5については、以下のように提言している。

<「国際競争力が高まった」企業は、そうでない企業と比較して、標準化・知的財産の取り組みの多くの点で、際立った特徴を持つことが分かった。このことは、「国際競争力を高める」標準化・知的財産活動とは何かについて、一般性のある教訓や方策が存在することを示しており、我が国企業は、標準化・知的財産の先進業界の事例・教訓を学ぶ必要がある。先行事例から得た教訓を学ぶためには、何等かの教材や場が必要となろう。調査・分析結果を踏まえ、以下5つを提言する。

○標準化と知的財産を連動させた活動を更に強化す

べき

○標準化・知的財産の先進業界の事例・教訓を学ぶべき

○標準化・知的財産の最新動向を継続的に調査分析すべき

○標準化と知的財産の両面のスキルをもつ人財を育成すべき

○標準化戦略と知財戦略との融合へ代理人が関与すべき>

ここまでは、テーマ1～5の「まとめ」に書かれていたものの引用である(報告書80頁まで)。

(10) 知財研報告書の「産業界に対する提言」として、「1. 知的財産に対する意識改革」の中で「知的財産は、現在及び将来の各企業の収益を大きく向上させる可能性を秘めた重要な経営資源であり、知的財産をいかに企業収益につなげていけるかが、今後の企業経営の要である」と述べるとともに、「グローバルな事業活動の中で知的財産を活用して企業の収益を向上させるべく高い意思を持って業務に取り組むことが必要である」と述べている。昔と変わらぬ論調で全社的取り組みを提言している。

「2. グローバル知財戦略の推進」の中では、「先手を打って新興国等における必要な知的財産権を確保すべきである」とともに、「グローバル市場において知的財産を最大限活用するために、自社実施を守るための参入障壁の構築のみならず、他社へのライセンス供与による収益向上にも積極的に取り組むべきである」とも提言し、さらに「知的財産関連訴訟」の活用も勧めている。

「3. グローバルな知財資源調達の推進」の中では、「知財導入を目的としたM&Aや自国外の企業等との共同研究等、外部からの知財資源調達」、「我が国の大学の知財資源の活用」を提言し、さらに「自前主義からの脱却を推進すべき」であるとも提言している。

「4. 事業戦略に知的財産を活かすための社内体制の整備」の中では、「事業部門と知財部門の連携を深めるべき」こと、「発明行為を含む知財創造活動に対する適切な報奨／評価を、企業の利益や国際競争力に資する重要な要素の1つとしてとらえ、知財創造人財の効果的な活用に適した社内制度を構築すべき」であることを提言している。

「5. 事業戦略に知的財産を活かすための人財の育成・確保」の中で、「我が国企業においても、社内において育成・確保が十分でない場合、必要なときは、社外の知財人財を積極的に活用すべきである」と提言されている。

(11) 本当に産業界で必要としていることは、上述したような経営資源としての知的財産権の確立である。知財研の上記報告書の「序」でも述べられたように、「ITの進展に伴って情報の流通及びイノベーション競争が加速した結果、競合他社の技術的キャッチアップが短時間で行われるようになり、従来の知財マネジメントのみでは、知財を企業の競争力に結びつけることが困難になってきている。知財戦略の高度化が企業の競争力強化のために果たす役割はますます重要となってきており、企業における様々な最新の知財戦略を把握することは、企業の国際競争力強化のために不可欠である」から、知財戦略を実行できる人財になることが重要であり、その上で社外の知財人財と協力していくことが本筋であろう。

「人財」に関して、日経新聞 2013/4/9 朝刊に「現場で実践 高まるニーズ」との見出しで、「知的財産管理技能士」についての記事が大きく載っていた。弁理士としては少し気になる記事である。

知的財産管理技能士の体系

	能力	主な受検層	資格登録者数 (13年1月時点)
1級	特許専門業務・コンテンツ専門業務 各分野で、国内外での契約や裁判など高度なレベルで判断できる専門的な能力	知財・法務部門の管理職、専門職など	○1368人(特許) ○109人(コンテンツ)
2級	管理業務 実際の事業の中で知財分野全般(意匠、商標、著作権)について専門的な判断ができるなど、基本的な管理能力	知財・法務部門の若手担当者、中小企業の経営者、幅広い職種・年代のビジネスパーソン	1万8023人
3級	管理業務 法令が順守できるなど、知財分野全般についての初歩的な管理能力	一般若手社員、大学生など	2万7048人

2004年に民間資格として始まり、08年には厚生労働省が所管する**国家試験である技能検定**に移行し、実施主体は当初から知的財産教育協会(東京・千代田)が担う、という。

この記事によれば、「かつて知財関連の資格といえば、特許事務所や企業で特許の出願手続きなどを手掛ける「弁理士」に限られていた。知財技能士は企業や団体で知財に関する能力を発揮するための資格という位置づけだ。民間資格から国家試験に“昇

格”したのは、国が産業の国際競争力向上のために知財戦略を強化するなか、人材育成が不可欠になっていた背景がある」という。

(12) 日本人の創造性は世界のトップクラスにあることを、DIAMOND online (2012/12/10)で山口 周氏(ハイ コンサルティング グループ プリンシパル)が次のように述べている。すなわち、「自然科学三分野(物理学、化学、生物・医学)におけるノーベル賞の受賞数を見てみると、戦後から現在までの期間で、日本は米国、英国、ドイツに次いで4位の位置にある。さらにこれを2001年以降、つまり21世紀に限ってみると、日本は米国に次いで2位の位置にある」、「世界の風景を激変させたウォークマンや液晶テレビ、世界の交通革命の先駆けとなった東海道新幹線、環境配慮時代の先鞭をつけたプリウス等、日本人の創造性が発揮された工業品は枚挙にいとまがない」という。山口氏は、日本人が創造性に劣っているとは考えられないのに「なぜ日本企業発のイノベーションが停滞しているか」という疑問に対して、「『組織の問題』に起因している」という。そして、「『人材の創造性を阻害している組織要因は何か?』であり『人材のクリエイティビティを引き出すリーダーシップとはどのようなものか?』という問いであるべきだろう」とし、「クレイトン・クリステンセンは、その著書『イノベーションの解』(翔泳社)において、『成功のカギは人事部である』と述べている。つまり、イノベーションの推進というテーマにおいて、人事部は重大な責任を負っているのである」ともいう。

続いて、山口氏は、2012/12/26のDIAMOND onlineで、次のように述べている。

<イノベティブな企業には下記の特徴があることがわかっている。

1. 明確な方向感と視座
2. 人材の多様性
3. 上下間の風通しの良さ
4. ネットワーク密度の高さ
5. 失敗に寛容な文化
6. 組織における『遊び』の存在>

さらに、山口氏は、2013/1/7のDIAMOND onlineで、「同社(3M社)では厳しい『規律』=『常

に新しい商品が生まれ続けられること』を実現するために、戦略的に『遊び』=『研究者はその労働時間の15%を自由に使って構わない』を盛り込んでいるのである。イノベティブな企業では、仕組みや程度は異なるものの、この『規律』と『遊び』のバランスが絶妙なのである」という。これと同じことを、日経新聞2013/5/14朝刊の「一目均衡」で「革新もたらす『両利き』の経営」と題して、「知の深化」と「知の探索」をバランスよくこなすことが、イノベーションを生む、という主張がなされていた。

(13) サウジアラビアで新型コロナウイルスの感染が相次いでいるが、ウイルスに関する特許が障害になって調査に障害が出ているという記事が、日経新聞2013/5/24朝刊に出ていた。WHOは「ウイルスのサンプルはWHOと共有すべきだ。特許保護は許されない」と批判している。これに関連して思い出されるのは、2001年に南アフリカ政府がエイズ薬の安価な複製品を輸入・製造することを認める法律を作成したことに対して、欧米の大手製薬会社が南アフリカ政府を訴える裁判を起こした事件である。2001年4月に国連は、「必要性が極めて高い薬剤の開発のためには特許を無視することもやむを得ない」という考え方を認めた。このような状況や国際世論の批判を受けて、大手製薬会社側は訴えを取り下げた。「人命より利益優先」という批判の高まりもあった。

## 2、『特許と経済社会』(昭和54年4月20日発行、日経新書、渋谷達紀著)

(1) 筆者が昭和49年(1974年)に弁理士登録をし、この書物を発売(昭和54年)と同時に読んだ記憶がある。余談ではあるが、この書物が発行された昭和54年(1979年)という、ソニーが「ウォークマン」を発売した年である。ジョブズ氏はこの「ウォークマン」に触発されて「iPod」を開発したとも言われている。ジョブズ氏は、「究極のシンプル」を大切にしたが、「ウォークマン」も録音機能を捨て去り、音楽を聴くだけの機能に特化したシンプルなものがあった。

(2) この書物はいささか古いものであるが、当時から「技術独占の功罪」については考えられていたのである。この書物の中で、「特許制度は安上がりど

ころか、かえって社会的損失をもたらすという主張も強力である。新規な発明にもとづく最も効率的な技術の利用が一時的にせよ、ただ一人の者に独占され、社会に還元されないことは、社会的ロスである。特許によって特定企業が市場支配力を取得または拡大すれば、これも社会的損失である。また制度を運用するため、その周辺に群がる官僚達、弁理士、弁護士、企業の特許部門の人員なども、社会的に見れば、やはりコストに数えられる、というのである」(27頁)(傍線筆者)とも述べている。はたして、現代において、このような社会的コストを上回るだけの利益を特許制度がもたらしているのであろうか。

(3) 著者の渋谷達紀氏(東京大学法学部卒業。東京都立大学法学部教授を経て、現在早稲田大学法学部特任教授、東京都立大学名誉教授)は、特許制度は国民経済的にみれば不経済な制度であるかもしれない、との疑問から、実証的方法によって特許制度の経済効果を明らかにしようと試みている。また、我が国では、初めから実施される見込みのない**防衛特許**が数多く登録されていて、これは特許権の付与により発明内容を開示させること自体に一つの意義が認められるからであるという。このことは現在の状況にもいえることである。さらに、「これら防衛特許にかかる発明は、かりに実施されていたなら革新をもたらすはずのところ、特許権者自身は基本発明を実施しているため防衛特許発明を実施する必要がなく、一方、特許制度の保護機能のゆえに他人が実施することもできず、結局、革新阻害的に作用することになる」(74頁)と鋭く指摘する。当時の特許発明全体の実施率は、10~30%であり、70~90%が死蔵特許であった。

(4) 著者は、特許制度による支えがなくとも発明が供給される場合として、次のような場合をあげている(103~105頁)。

①ある産業における技術進歩は、断片的で小さな進歩からなっている場合があり、日常の学習のプロセスから発明が生まれるにもかかわらず、このような発明にも独占権が付与されると、これを迂回するためにことさら研究開発をしなければならないことになる。

②寡占市場において、競争の圧力によって研究開発が強制され、特許制度は、その限りで固有の存在理由を弱められる。特許発明の陳腐化と超過利潤

の消滅とが極めて早い時期に来る。

③模倣は迅速かつ摩擦なく開始・進行するものではなく、容易には行われにくく、先行者利益を確保することが可能である場合がある。先発の有利性は、投資回収と超過利潤の取得への可能性を与える。

(5) さらに、「特許制度が有効に機能するのは、…(中略)…医薬産業におけるごとく、投下資本が巨額であるにもかかわらず、模倣が容易に行われるような産業分野においてである。…(中略)…先発の有利性を十分に享受しえない新規参入企業がなした進歩性ある発明に対して特許保護が与えられる場合などは、特許制度は有効に機能すると思われる。…(中略)…今日の特許制度は、原則として全産業につき同じ条件で等しく適用される形となっているが、そこでは制度の効率について収支計算がなされ、総体的にプラスが大きいと考えられていることが、特許制度の合理性の支えになっているわけである。ただ、現行制度が絶対的なものというわけではなく、たとえば、コストがメリットを上回っている産業分野については特許制度の適用をやめるという程度のことは、考えられてもよいはずである」(106頁)とも主張している。

(6) 特許制度が、市場内に独占的ないし競争制限的要素を持ち込んでいることは否定できない事実である。特許発明の実施に関し、権利者以外の他人に競争の自由はない。特許政策と競争政策との間の調整問題が生じる。特許制度は市場内に独占的要素を持ち込むが、そのこと自体は経済学上の独占の形成を意味しない。研究開発競争を可能にする基盤としての役割が、特許制度には期待されているが、経済学上の独占の形成に無縁ではなく、特許権の存在を契機として市場支配の状態がもたらされ、国民経済に実害が及ぶ可能性もある。自由なライセンス政策とか強制ライセンス制度の活用などが、国民経済上の利益向上に役立つ可能性がある。

『特許法』(第二版)(中山信弘著、弘文堂法律学講座双書 平成24年発行)によれば、「特許法は『産業の発達に寄与すること』を目的としており(特1条等)、他方独禁法は『国民経済の民主的で健全な発達を促進すること』を目的としており(独禁1条)、その表現に違いこそあれ、大きな観点からすれば、両法の目的に本質的な相違があるとは考えられな

い。そうであるならば、両制度は相対立するものないしは相抵触するものと捉えるべきではなく、両者相まって、ないしは相互補完的に、健全な産業発展のための制度的インフラとなっていると把握し、その方向で解釈すべきである。…(中略)…知的財産権の不当な行使までも独禁法の適用外とすべきではない。…(中略)…1つの特許権によってある産業分野の独占ができることは少ないが、代替技術がない場合や、特許を集中させるような場合(パテント・プール)やライセンスの不当な条件を付加したような場合には、独占の弊害が生じることもありうる。…(中略)…裁定実施権制度(83条・92条・93条)も、独占の抑止という観点を加味して解釈すべきであろうし、権利の範囲についても競争法的配慮を加味した解釈態度が必要となる場合もあろう。…(中略)…特にこれからの情報化時代の知的財産法は、より強化される潮流にあり、それだけにますます独禁法との関係が重要となろう」(25~26頁)(傍線筆者)と述べている。

### 3. 経済学者猪木武徳氏の視点

(1) 日経新聞2012/10/1朝刊の「歴史と思想に学ぶ」と題し、副題として「特許は技術革新を促すか時代で変わる答え 知財保護の是非 論争今も」として、次のような趣旨を簡潔にまとめている。

<例えば「発明」は、すでに存在しているものの知られていなかった事実を見つける「発見」と、どう区別されるのか。発明には特別のヒラメキのようなものがあるのか。「新奇性」という概念も厄介だ。一国内での「新奇性」に限定するのか。シュンペーターが技術革新のひとつの類型として、「新結合」を挙げたことはよく知られているが、すでに知られたいくつかの技術知識を「新たに結合させた」場合は発明と呼べるのか。ある発明が有用かどうかは特許として申請する段階では不明なことも多いから、「有用」性の判断も難しい>

<一般に特許や著作権による一定期間の独占は、科学研究や創作活動の『誘因』になる、といわれる。こうした論理を何となく信じている人は多い。だが誘因のひとつにはなっても、そのすべてではない。人が何かを発明するのは経済利益を目的としている

わけでは必ずしもない。単なる知的好奇心、あるいは名誉心から、といった場合もある>

<一方、特許が社会的利益にならないケースもある。例えば特許を取得した医薬品が巨額の投資を回収するため高価になり、患者の手に届かないといった知的独占の弊害である。近年でも高価なエイズの治療薬を貧しいアフリカの患者が使えず、倫理問題として激しく議論された。

経済理論の立場から、特許や著作権がなくても発明や創作が行われてきたことを実証する研究書も出ている。『<反>知的独占——特許と著作権の経済学』(ミケーレ・ポルドリン、デヴィッド・K・レヴァイン著。山形浩生、守岡桜訳)の著者らは、知財権は既得権者が後発による改良によって追いつかれるのを防ぐために使われることが圧倒的に多く、技術革新の阻害要因になると論じている> (傍線筆者)

<知的独占か反独占か。この難問の解は(1)新しいアイデアが生まれるよう刺激を与える(革新者への報酬)(2)そのアイデア自体を社会的に共有し、多くの人々が利用できるようにする(技術革新の普及)——の中間にある。両者の間から「最適点」を選び出すことが必要なのであり、いずれの「端点」もベストの解にはならないのである>

(2) 以上の日経新聞に掲載された猪木氏の主張は、『経済学に何ができるか』(2012年10月25日発行中公新書)の145~151頁(「知的独占は社会に益があるか」)に詳しい。

本書のコシマキ(帯)には、「さまざまな『価値』がぶつかり合う、現代の自由社会。その結果、数々の難問が私たちの前に立ちはだかっている。金融危機、中央銀行のあり方、格差と貧困、知的独占の功罪、自由と平等のバランス、そして人間にとって正義とは、幸福とは——。本書は、経済学の基本的な論理を解説しながら、問題の本質に迫る。鍵を握るのは「制度」の役割である。デモクラシーのもとにおける経済学の可能性と限界を問い直す試み」(傍線筆者)と記述されている。

「知識に所有権があるのか」という問いに対して、「アイデアや知識に一定の財産権を与える」と応

えるのが特許制度であるが、知識の使用に独占権を与えるため、その知識を自由に(対価なしで)使う場合と比べて社会的余剰を低下させる効果を生む、と述べている(145頁)。「特許制度は発明を刺激する、という主張についても問題なしとしない。人が何かを発明するのは、必ずしも経済的な利益を目的としているわけではない。単なる知的好奇心から、あるいは個人的な名誉心から、といった動機もあるからだ。こうした動機の複雑さも、特許の是非を論ずるとき考慮する必要がある」(146~147頁)(傍線筆者)とも述べ、共感を生む。

「アルキメデスもピタゴラスも、自らの発見した真理に対して、使用料を請求したい気持ちを持ったのだろうか」という問いは、知財制度擁護側にとって深く考えさせられる。猪木氏は、『<反>知的独占』で述べられたことに全面的に賛成ではなく、「少なくとも、過去の著作物の利用を困難にする『知的財産権』は、デジタル情報が安価に流通する現代においては、その根本が見直されるべきであろう」と述べている(149頁)。しかしながら、TPPの「知的財産権に関する章」の案文では、著作権保護期間の延長(50年→70年)とかネット上の保護を強化拡大している。

『現代の二都物語—なぜシリコンバレーは復活し、ポストシリコンバレーは沈んだか』(アナリー・サクセニアン著)という著作物によれば、「企業間での知識の流出・流入を避ける(共有化を避ける)シリコンバレーの体制が、自由な普及を認めたシリコンバレーの体制に敗れた、と結論づけているが、猪木氏はこれだけで「反知的独占」の十分な証明にはならないだろうと述べている。

猪木氏は、「アダム・スミスやハイエクが言うように、自由競争というのは、新しい技術や知識を発見したり、社会を活性化するには非常に優れた社会的装置ではあるが、『自由で公正』(free and fair)という概念を掘り下げることなしに自由競争を完全に擁護できない」(204頁)と述べている。猪木氏の著作物には、一方側に傾くのではなく双方から「最適点」を選び出すことの重要性について多く述べられている。『アダム・スミス—『道徳感情論』と『国富論』の世界』(中公新書):堂目卓生著で述べられた「弱い人」と「賢い人」の喩えとの共通性が見られる。世間からの賞賛を求め、野心と虚栄心に突き動

かされる「弱い人」のエネルギーによって、経済社会は多くの富を創造することができるが、人間の弱さを賢明な力（賢い人）でどうコントロールするかというアダム・スミスの指摘と似通っているように思える。誤解がないようにスミスが述べた「弱い人」について付言すると、「野心と虚栄心に突き動かされている『弱い人』が、他人から称賛されたい、他人から注目されたい、と考えてきたからこそ、そのエネルギーによって経済社会は多くの富を創造することができた」のであり、「仮に『賢い人』ばかりでは、現在人類が手にしている巨大な富は創造されなかった」とも述べているように、2つの人間類型に対して公正な評価をしているのであり、どちらがよいとか優れているということではない。発明者への報酬（発明の保護）と多くの人の利用（技術革新の普及）のいずれかに偏らず「最適点」を探すことこそ「イノベーション」を生起させる力になる。発明の保護（A）と利用（B）の関係を「トレード・オフ」、すなわち2つが「同時にはよくできない」「片方を上げようとするともう片方が下がる」関係にある場合、AとBはトレード・オフの関係にあるといい、それをどう選択しバランスさせるか考えなくてはならなくなり、我が国企業の大半は、AかBかではなく、AとBを半々に混ぜる折衷案Cをつくることをしていたように思える。実現困難なトレード・オフを乗り越えることを、イノベーションと呼ぶ、という考え方もある。

(3) 日経新聞 2013/5/28 夕刊の「十字路」で、馬淵氏は、「理性、愛、叡智」と題し、ミュシャの晩年の未完の3部作「理性の時代」「愛の時代」「叡智（えいち）の時代」の感想で、『「理性」とは計算高く、人類が世界を支配していると信じる。『愛』は情緒的で寛容だが、無批判なため喜びも痛みももたらす。『叡智』は、人類が地球の大いなる運動の中の小さな粒子にすぎないことを自覚し、『理性』と『愛』のバランスを取るものだ』という展示会での説明を引用し、「バランスを取った叡智の例では、企業の社会貢献や社会的責任投資（SRI）が挙げられる。しかしこれも、愛に走り過ぎると、本来の目的である企業の存続や投資収益がおろそかになりかねない。ビジネスという理性が前面に出過ぎれば、自己満足や体のいい広告宣伝になってしまう」と述べている。ここで「叡智」は、猪木氏がいう「最適点」で

あり、アダム・スミスがいう「弱い人」と「賢い人」のバランスなのではないだろうか。

#### 4, 『リ・インベンション』（三品和広+三品ゼミ著, 2013.3.28 東洋経済新報社）

(1) この著書は、「脱イノベーション」を目指したものである。イノベーションに代わる「リ・インベンション」を目指している。ここで「リ・インベンション」とは、「狙い定めた事物をゼロから再発明する」、「前衛への挑戦」という。本著書で「イノベーション」とは、「過去の競争の中で定められたパラメーター上で、技術的なブレークスルーにより、漸進的あるいは飛躍的な性能の向上、または多機能化を実現すること」（71～72頁）と定義されている。開発が成功し、実用段階に入ると、改善・改良をめぐる熾烈な競争が生じ、他社との差別化を図るために高性能化、高付加価値化が図られ、競争から生じる不安や焦りから、次々と特許出願をするという終わりのない戦いが続く、という。「ドングリの背比べを後押しするのが特許」という痛烈な批判がある（27頁）。（傍線筆者）

Part1の「なぜリ・インベンションなのか」（14～15頁）によると、次のように述べられている。

<（前略）声高にイノベーションの重要性が叫ばれる割には、よい結果が出ていないのではないかとこの疑念があります（筆者も同じ疑念を感じている）。…（中略）…世界で初めてメール機能や決済機能を実用化したのは日本の携帯電話です。それがスマートフォン（スマホ）に押されて見る影もありません。イノベーションに終始したガラケーと、リ・インベンションに挑戦したスマホの対比は…（中略）…イノベーションがむなしい理由を解き明かし、それに代わるリ・インベンションの概念をきちんと定義してみます>

(2) この著書の第60頁の「図3-1日本における『イノベーション』の使用頻度」では、出版された書籍のタイトル、日本経済新聞、日経産業新聞に「イノベーション」という単語がどれだけ登場したのかを、2010年の数値を100としたとき、1980年代の後半（30程度）と1990年代後半以降（40程度）に登場頻度が増え、さらに2005年から2010年にかけて

は登場頻度が飛躍的に上昇している。これは、東南アジアへの工場移転時期 (80 年代後半) と中国への工場移転時期 (90 年代後半) に重なり、イノベーションとは日本の空洞化が顕著になったときに救世主の役割を期待された概念であった、という。「イノベーション」の重要性が声高に叫ばれても、高い技術力を活かした各社の製品は、いずれも努力が報われない結果に終わっている現実がある。イノベーションで生まれた製品が消費者に受け入れられなかったパターン (例としてソニーのデジタルマイクロレコーダー) と、受け入れられても企業側の利益に結び付かなかったパターン (例としてコンパクトデジタルカメラ) という 2 つのパターンが存在し、いずれも努力が報われない例である、とこの著書の中で述べられている。

- (3) 技術開発の努力 (その結果がイノベーション) が報われないのは、例えばブラウン管テレビを駆逐した液晶テレビは、偏光板、カラーフィルター、液晶配向膜、導光板、バックライトなどの部品から成り、イノベーションの担い手はテレビメーカーではなく、部品メーカーが担っていた。各部品メーカーが例えば同業他社や新規参入者から部品のオーダーを受けて納品することになると、競合他社のキャッチアップが迅速に行われ、価格競争になると、横並びの同質競争になってしまう、という。2011 年の日本製電子部品の世界シェア 40% 以上であり、携帯電話用部品は 60% 以上であるが、日本の携帯電話メーカーは海外勢に比べて衰退化しているという。誰もが、イノベーションの源泉 (部品) にアクセスできることで (ネットを使うことでアクセスも容易)、イノベーションの成果の独り占めは難しい。
- (4) この著書では、イノベーションを技術革新ないしは改善と捉え、このようなイノベーションと三品氏らが提唱する「リ・インベンション」との違いを次の 3 点に集約している (76~78 頁)。
- ①イノベーションは、競合製品と比べた相対的優位 (差別化) が争点になるが、リ・インベンションは、従来製品では満たされていなかったニーズに応えるところに狙いがある。
- ②イノベーションは、競合製品との差異化を狙うので、従来のパラメーターを肯定的に捉えるが、リ・インベンションは、従来のパラメーターを否定する。従来のパラメーターでは捉え切れていな

い不合理の解消に狙いがある。

- ③イノベーションでは、組織的な技術力が問われ、リ・インベンションの成否は、誰に、何を、どのように提供するものなのかというコンセプトにかかっている、そこでは必ずしも技術力は必要なく、構想力が問われる。
- (5) 前回紹介した「一般財団法人知的財産研究所」の「平成 24 年度特許庁知的財産国際権利化戦略推進事業」の報告書 (平成 25 年 3 月作成) の第 127 頁の「V. 提言」は、「我が国は、その高い技術力を背景として、技術貿易収支で 2 兆円の黒字を計上するなど、知的財産を活用して富を生む構造へと転換しつつある。一方、グローバル・ビジネスの進展に伴い、新興国を含む海外企業との競争がより一層激化し、また、ビジネス活動のフィールドも大きく広がってきていることから、『高収益』ビジネスモデルに大きな変化が生じている。すなわち、従来型の我が国の技術力を生かした国内でのものづくりで稼ぎ、知的財産を防御手段として備蓄するモデルでは、国際競争で勝ち抜くことが困難な状況が生じており、自社で生み出した知的財産や、大学等から調達した知的財産を最大限活用して、他社を積極的に排除する、或いは、海外子会社や海外他社に対するライセンス収入をあげるモデルへシフトすることが必要不可欠である。そして、グローバルな知財活用により得られた収益を我が国へ環流させることにより、技術貿易黒字を大きく押し上げ、その収益をイノベーションに再投資し、我が国企業のイノベーションサイクルを加速する。このような知的財産を活用して収益をあげるビジネスモデルへの構造転換を、国を挙げて一気呵成に行うには、各企業のトップが陣頭指揮をとって知財戦略に取り組みとともに、政府もこれらの企業の取組を後押しし、また、グローバルな企業活動を支援する知財環境整備等を実行することが必要である。以上のような認識に立ち、本調査研究の結果を踏まえ、産業界及び政府に対して以下の提言を行う」(傍線筆者) と述べているが、イノベーションを「技術開発」と捉えている点は、従来と同じようである。イノベーションの源泉となる各部品メーカーは、海外他社を積極的に排除し、我が国メーカー間においてだけオープンイノベーションを図り、海外他社からはライセンス収入をあげ、技術貿易黒字に貢献すべし、と述べている

ようである。このような政策は、中国がレアメタルを我が国へ輸出制限したのと同じ構造ではないのか。ここには、三品氏がいうところの「前衛への挑戦」は見られない。何が何でも、「発明」および「特許」が中心になければならないという思い込みの激しさが感じられてしまう。そもそもこの報告書が、特許権付与官庁である特許庁へあてたものであるから仕方がないといえはえる。

(6) 三品氏らの著書でもイノベーションの捉え方は、「技術的なブレークスルー」を中心に据えて考えられているが、西口尚宏氏（産業革新機構 執行役員 MD）が、2013年5月22日のDIAMOND onlineでの紺野登氏（多摩大学大学院教授、KIRO（知識イノベーション研究所）代表）との対談の中で、「非常に大きな問題だと感じているのはイノベーションをいまだ『技術革新』だと理解している人が非常に多いという点です。残念ながら、日経新聞が、いまだにイノベーションを『技術革新』として記事を書き続けているので、なかなかこの誤解が修正されないのです。先ほどお話しした若者たちはイノベーションの本質を正確に理解して、手段の組み合わせを試行していますが、イノベーションの定義そのものに対する認識がズレていると、そこから先の話がまったく噛み合ないままに終わってしまいます。ですから、まずはイノベーションを技術という狭い枠組みの中で捉えるのではなく、『イノベーションとは新しい付加価値を製品やサービスを通して世の中に実現することだ』という認識を広めていく必要があると感じています」（傍線筆者）と述べ、紺野教授も同じ考え方を示している。

##### 5、『日本経済を創造的に破壊せよ!』（伊藤元重著、2013.3.21 ダイヤモンド社）

(1) 著者はアベノミクスの中心人物でもあり、この著書を読むことでアベノミクスが目指すところを知ってもらいたい、という。発明やイノベーションは、アベノミクスの3本の矢の「成長戦略」に関わってくる。著者は、「成長戦略」を描くには、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加が重要と説く。TPPにおいては、さらなる知的財産権の強化が提案されている。

(2) 著書のタイトルの「創造的破壊」は、最初に紹介したシュンペーターの有名な言葉「創造的破壊」

に由来する。著者は、「本当の意味で新しいものを創造するためには、古いものが破壊されなければいけないこともある」、「資本主義の持っている本源的な不安定性と、創造的破壊の持つパワーを意識すること——これが今後の日本や世界経済の先行きを見るために必要なことである。別の言い方をすれば、過去の微調整の先に日本の将来像はない。過去を破壊した先に新たな価値が生まれるという、創造的破壊の将来ビジョンが必要なのだ」（27頁）（傍線筆者）と述べている。著者は、創造的破壊の一例として、「地域経済を支えていた工場が縮小し、それが地域の雇用機会を減らし、地域経済の疲弊につながっているのだ」、「しかし、これは単なる破壊ではない。創造的破壊につながる動きだ」（131頁）と述べ、工場が地域から抜けていくことで地域の兼業農家という選択肢が縮小し、農村地域の人口は減少するが、これは日本農業が活性化する大きな起爆剤となりうる、という。なぜなら、兼業農家は減るがプロ農家が集約された農地を活用し、より少ない農家がより大規模に先進的な農業を展開することが可能になる、という。

我が国の特許行政は、過去の微調整を図るだけの政策に終始し、古いものを破壊するほどの大胆な政策は未だ実行してはいないように見える。

(3) 本書「第6章 創造的破壊による新たな成長戦略」の中で、成長戦略において、イノベーションが重要であると述べている。著者の言う「イノベーション」とは、「イノベーションをあまり狭くとらえてはいけない。画期的な技術革新や製品革新で生産性を高めるのもイノベーションだが、地味ながらコツコツと生産性を高めるようなビジネス革新を続けることもイノベーションなのである」（224頁）（傍線筆者）という。そして、「連続的なイノベーション」と「非連続的なイノベーション」について述べている。

特許や発明に関係してくるのは、もっぱら「非連続的なイノベーション」であり、「それまでの基本的な考え方を根本から覆すような革新である。インターネットや遺伝子組み換えのような技術はその典型だろう。書籍の流通を根底から変えてしまったアマゾン・ドット・コムの場合や、iPhone、iPadで情報通信の世界を大きく変えてしまったアップルの例も非連続的なイノベーションといってよい」



(227～228 頁) と述べている。

日本は、非連続的なイノベーションの分野では米国などに大きく後れを取っている。この分野で日本が成果を出すためには、科学的分野での人材育成を強化し、基礎的研究開発を支援していかなければならず、新しいアイデアをビジネスに持ち込むベンチャーが多く出てくる環境をつくり出すことも重要である、という。

「連続的なイノベーション」とは、「多くの人がコツコツ積み上げて、少しずつシステムを改良し、生産性を高めていくようなイノベーションである。考えてみれば、社会で見られるイノベーションの多くはこの連続的なものだ」という。そして、当面の日本の生産性を高めていくには、連続的なイノベーションでどれだけ成果を上げられるかが鍵となり、日本に合ったイノベーションの戦い方があるという。

(4) 米国 GE 社のジャック・ウェルチ (CEO 在任期間 1981～2001) の「選択と集中」と呼ばれる改革が、日本には役立つという。これは、非連続的なイノベーションで勝負しなければいけない分野をできるだけ切り捨て、連続的なイノベーションで勝負できる分野に集中したことで成長を持続しているという。また、著者は、連続的なイノベーションの分野について、「一人の天才やビジネスリーダーによって勝負が決まるという世界ではなく、多くの専門家の投入による日々の進歩が重要なのである。また、突如現れた天才や起業家が取り組むというよりは、過去からの長い経験と投資がものを言う分野である」と述べている。

(5) この著書では、「発明が経済成長の原動力」となるという積極的な主張は見られず、発明・特許とは別の分野でのイノベーションが経済成長に寄与する、とされているように思われる。

## 6、『<反>知的独占』(ミケーレ・ボルドリン他著、2010年 NTT 出版)

(1) この著書の副題は、『特許と著作権の経済学』となっていて、経済学者の猪木武徳氏推薦となっている。猪木氏は、先にも述べたように日本経済新聞の2012/10/1 朝刊で、『(歴史と思想に学ぶ) 特許は技術革新を促すか』と題した記事で、ボルドリンらの著書を紹介している。

(2) また、RIETI (独立行政法人経済産業研究所)

の小林慶一郎 席研究員の『ちょっと気になる経済論』第12回 (2009/11/4) でも、この著書が取り上げられている。小林氏は、最後に「Boldrin たちは、『知的財産に対する独占権を発明者に与えると、知的革新の活動が、社会的に最適なレベルに比べて過少になる』と述べています。しかし、彼らは『知的財産への独占権を排して自由な競争で社会的に最適なレベルが達成できる』とは言っていないのです。自由競争にすれば、模倣者が知識をコピーすることで発明者の利得を奪うことは当然起きます。そのことが研究開発のインセンティブを低下させるという問題は、Boldrin たちのモデルでは、まったく検討されていません。したがって、Boldrin たちの議論を現実的に解釈するなら、『知的財産への独占権を強めすぎると、研究開発を続けるインセンティブを低下させ、未熟な段階で新知識が市場に出てくるという弊害が生じる』ということだと言うべきでしょう。いずれにしても、Boldrin たちの議論は、知識や知的資本が経済の中心になっている現代経済において、非常に大きな政策的インパクトをもたらす可能性を秘めた重要な仮説といえるかもしれません」(傍線筆者) と結んでいる。

(3) ボルドリンらの著書を以下に紹介したい。本文だけで400頁近くある分量である。誤解、誤読による引用もあるかもしれないが、興味のある方は、この著書に直接目を通されたい。ユーモアにあふれた文章が多く、知財関係者の苦笑いを誘い、知財の専門家として大いに考えさせられる。常に特許制度(メシの種)を擁護し続けてきた弁理士という立場からは、なかなか納得しにくい内容になっている。また、経済学というわれわれ弁理士にはなじみの少ない学問の専門用語も多く、理解が困難な個所も多い。この著書のコシマキ(帯)には、「知的財産権は、人類進歩を阻害する!」との衝撃的な文句が記されている。

今回は、この著書の紹介に多くのページを割くことになるが、これまでの我が国の特許政策によりどれだけ優れたイノベーションが生じたかどうかを検討する上でとても役に立つ(と個人的には思う)ので、この紹介は長くなってしまった。刺激的かつ“目からうろこ”が落ちるような記述に満ちている(筆者の個人的感想)。

また、ボルドリンらは、建築デザインビジネスに

おける過剰な保護について、「連邦判事たちは、活発なイノベーションのある競争産業とみたら、あちこちに独占力を少々振りまけば必ず改善されると思っ込んでいし、判例法を押しつける能力を司法として抑制しようなどと考えたこともない。判事たちはいつも必ず、知的『財産』がだれかの商業的成功で侵害されたと主張する者に有利な判決を出すようだ」(115~116頁)とも述べ、「[すべてに特許を] ウィルス」(プロパテント政策の別名と考えるとその表現に感心してしまう)と名付けている。

さらに、「競争産業に次々と司法判断を解き放つたりするかわりに一それで得をするのはおもに弁理士や紛争弁理士やレント追求者たちであり、その業界の創造性に本質的な関わりを持たない連中だ—ここでは常識が優先されるべきなのだ」(117頁)とも述べ、「保護される『アイデア』の種類が著しい拡大」を批判している。プロパテント政策を疑いもなく信じ、かつメシの種が増えるくらいに考えてきた弁理士のはしくれとしては耳が痛い記述である。

(4) この原稿を執筆中に、ネットでRIETIのページを見ていたら、2013年7月に公表された、北海道大学大学院経済学研究科の大野由夏氏の「特許侵害訴訟、技術選択、ノンプラクティシング・エンティティー」という論文を発見した。この論文(RIETI Discussion Paper Series 13-J-050)では、筆者が以下に要領悪くボルドリンらの著書の内容を紹介するのに比べ簡潔にまとめて紹介している。細かいニュアンスは伝わりにくいですが、これから筆者が紹介することの要約として次に引用させてもらい、会員諸兄の整理に役立てたい。なお、大野氏の紹介では、ボルドリンら以外の著書も含めて紹介されている。

＜特許制度は「発明の奨励」に重きを置き、発明者に対して一定期間では有るが独占権を与えるため、企業間の競争による消費者余剰の確保を重要視する独占禁止法の概念と相反する点があり、経済学的には常に「必要悪」として捉えられて来た。近年になって殊更、特許法の害悪が注目を集め、その有効性を疑う文献も多数見られる。[Bessen&Meurer(2008), Boldrin&Levine2008]等]

特許制度に関して否定的な見解は多いが、その理由としては様々なものが挙げられる。代表的なものとしては、

- 歴史的に見て、特許制度によって保護されていなかった時代、産業、技術の種類でも大幅な技術革新が見られる。
- 特に技術が非常に革新的であり、技術革新の速度の速い産業のスタートアップ時期には、特許制度がその様な産業に追いついておらず、特許制度に保護されない形で研究開発活動が盛んに行われている。特許制度が利用され、重要視されるのはむしろ技術革新の速度が遅くなり、分配されるパイのサイズが決まってからの市場シェアの取り合いの段階に於いてである。
- オープンソース(LinuxやWikipedia等)の成功例が多数あること。
- 特許の取得、権利の行使、侵害訴訟などに掛かる裁判・弁理士の金銭的費用や時間を含め、莫大な機会費用がかかること。特許制度に便益があったとしても、費用の方が莫大であるとする見解。
- インプリメンテーション上の問題。近年特許申請等が急増し、審査に費やされる時間が短縮。審査の正確性が落ちると共に、多数の特許が与えられる事により、アンチコモنز問題(権利が多すぎて権利処理に手間取り権利が上手く行使されない)、や特許の藪問題(権利の保護範囲が重複する事により使えない技術が多くなる)が深刻化している。
- パテント・トロールやパテント・シャークなどと呼ばれる、ノンプラクティシング・エンティティー(“NPE”)が増え、特許制度が悪用されているかもしれないという見解が強くなっている。ここでいうNPEとは、不況等で資金繰りのつかなかった企業や発明家から特許を買い集めるものの、当該技術を使う意図の無いエンティティーで、広義には大学や様々な研究機関も含まれるが、通常は特許侵害訴訟を起こし賠償金を請求する、或は侵害訴訟の脅しを利用して高額なロイヤルティーを請求する新しいビジネスモデルを指す>

(5) ボルドリンらの著書は、経済について書いた本であり、法について書いた本ではない、と「はじめに」でことわりがあり、本著書で提起する問題やテーマは以下の3つであるとしている。

第1の問題は、「アイデアが法的に保護されな

かった時とその産業を調べれば、イノベーションと創造性が育ったか殺されてしまったかが自然とわかる」ので、この点を調査し検討すると、結論として「アイデアの独占がないと、競争は激しくなり—結果としてイノベーションと創造性が花開く」ことを立証する。

第2のテーマは、「特許が生むさまざまな社会的コスト」をイノベーションが増えることによる便益が上回るか、ということの検討であり、

第3のテーマは、「知的独占を支持する理論的な主張を検討し、そして反対意見—知的独占は想像力を育てるところか、むしろ損なうとする理論も検討することである、という。

「イノベーションと創造性を伸ばす、という期待通りの目的を知的独占が果たすという証拠はないのだから、知的独占には便益がない。だから社会としても、その費用と便益とのバランスなど考えるまでもない。こうして最終結論が導き出される—**知的独占は不必要悪なのだ**」(19頁)と。知財高裁、特許庁、弁理士などの特許関係者も不必要な「社会的コスト」ということになり、イノベーションの阻害原因でもあるという、関係者にとってはいささか愉快ではない結論となっているが、「イノベーションと創造性を伸ばす、という期待通りの目的を知的独占が果たすという証拠」を特許関係者は示せるのだろうか。

(6) 著者らの第1の問題について、特許制度が整備されたとされるイギリスの「専売条例」(1624年)以後とそれ以前のことから検討が始まる。この条例は、イノベーションを阻害して独占する政府の独断的な権力に制限を付けたという点が最大の貢献であり、知的独占を認めた以後の方がイノベーションと創造性を育てたという証拠はないとしている。

ソフトウェアについて特許が取得できるようになったのは、1981年からであり、アマゾンの「ワンクリック」特許が認められるようになったのも1994年にソフトウェア製品に拡大されてからであり、それ以前のソフトウェア業界、すなわちアイデアが法的に保護されていなかった時の方が、保護された時以後よりもイノベーションと創造性が育っていたということを、いろいろな事例をあげて示している。また、ソフトウェア業界に知的独占は必要ないし、競争はイノベーションの成長をもたらすという証拠

として、「オープンソースソフトウェア運動」を挙げている。

「農業」の分野でも、1930年の植物特許法、1970年の植物種保護法、1980~87年に特許保護の対象が生物工学の産物にまで拡大され、アメリカ種子取引協会を含む独占擁護派は、1970年代前半以降は知的財産保護の漸進的な拡大が、有用なイノベーションの急加速を引き起こしたと考えた。

著者らは、イノベーションの目安として「全要素生産性(TFP)」があり、農業TFPの伸び率は、この特許取得可能性の追加(保護範囲の拡大)に応じて加速したのではなく、それ以前の伸び率が大きいことを示した。また、TFPという指標を使わず、「とうもろこし」の収量を1870年から1980年にわたって調査したのを見ると、収量の伸びの大部分が植物特許の取得が不可能あるいは稀であった頃に起こっている事実を指摘している。

日本におけるTFPとイノベーションについて興味のある方は、「**プロダクト・イノベーションと経済成長 Part III：TFPの向上を伴わないイノベーションの検証**」と題した独立行政法人経済産業研究所(RIETI Discussion Paper Series 13-J-033 2013年5月)のレポート(吉川洋：経済産業研究所、安藤浩一：中央大学、宮川修子：東京大学)の一読を勧める。

著者らは、さらに、化学工業、金融市場、デザイン、スポーツなどについても知的独占が認められた以後と以前の状況を比較している。ゴルフのパッティングの方法がアメリカで特許(米国特許番号5,616,089)になったことは日本でも話題になった。

米国における2000年のカーネギー調査報告によると、イノベーションによる利益を専有するにはどの方法が効果的であったかを尋ねた結果、プロダクト(製品)イノベーションについては、「リードタイム」…52.76%、「秘密保持」…51.00%、「補完生産」…45.61%、「補完販売/サービス」…42.74%、「特許」…34.83%、「その他法的手段」…20.71%であったそうである。プロセスイノベーションについては、「特許」…23.30%で5番目であった(88頁)。「リードタイム」は、先駆者である強みをいう。この調査からわかることは、「ビジネスでは、特許はイノベーションにおける重要な決定要因とはみなされない」ということである。

	製品	プロセス
秘密保持	51%	50.59%
リードタイム	52.76%	38.43%
補完生産	45.61%	43.00%
補完販売/サービス	42.74%	30.73%
<b>特許</b>	<b>34.83%</b>	<b>23.30%</b>
その他法的手段	20.71%	15.39%

(7) 第2のテーマである「特許が生む様々な社会的コスト」については、「独占が入手しにくさと高値を呼ぶ」(アダム・スミス) のであり、**エイズ治療薬**が問題になったことは記憶に新しい。また、著者らは、「従来の経済分析では独占の『厚生三角形』—独占が人為的に希少性を生みだして価格を吊り上げることからくる効率低下—が重視されている。ごく最近の経済分析は『X非効率』—独占事業体が非効率で過剰にコストのかかる生産方法をとること—を重視している。政治経済学の資料は独占、とりわけ政府命令による独占のレントシーキング的性格を重視している。独占は他のみんなを犠牲にして自分に有利な措置を買うことで政治体制を歪め、社会余剰のかなりの部分を無駄にする」(96頁) という。

＜＜レントシーキング…企業がレント（参入が規制されることによって生じる独占利益や、寡占による超過利益）を獲得・維持するために行うロビー活動等を指す。これによる支出は生産とは結びつかないため、社会的には資源の浪費と見なされる。(ウィキペディア)＞＞

「**特許プール**」—同じ業界の複数の事業体が特許を共有する協定—について著者らは、「クロスライセンスと特許プールによって自発的に特許保護を放棄する意思が大企業に広がっていることを踏まえると、わざわざ特許の排除まで必要なのか」と思うかもしれないが、「プールの中では特許の悪影響を取り去るが—外部者は、そう、外に置き去りにされてしまう。ある産業の既存企業が特許プールを持っていれば、新規参入者がそこに入り込める見込みはまずない。だから特許プールは特許があまりいいアイデアではなくて、競争には多くの利点があるという強い示唆を与える一方で、残念ながら政府が強制する独占の最も重要な害—業界への参入阻止—をなく

してはくれない」と述べている。そして、特許プールの存在から、以下の2つの重要なポイントが示される。

①個別企業による発明の固定費を埋め合わせるものとして、特許は不必要であること。

②特許は独占力を確立して、競争相手になり得る存在の参入を防ぐ強力な道具であること。

『特許法』(第二版)で中山信弘教授も、「特許(パテント)プール」が独占の弊害が生じることがあることを指摘している(25頁)。

アメリカの特許出願件数について、著者らは、「1990年代末にはおよそ34万5000件に達した。9万件程度で推移していた1960年代のおよそ3倍以上だ。1997年から2001年までのたった4年間で、特許出願は50%と爆発的に増大した。この特許申請数の爆発の副作用として、アメリカ弁護士協会の『知的財産』部門の会員数も増加した。5500人からおよそ2万2千人に増えた」という事実を報告している。我が国の弁理士数の爆発的増加と似ているが、我が国では、出願数は減少しているにもかかわらず、国の方針として弁理士試験合格者数を増やし続けている。

「特許が繁栄とイノベーションを生むのなら、特許の激増は圧倒的な技術の向上と同時に起こるものと考えられる。当然ながらそうならない。技術向上のめやすによくつかわれるのが全要素生産性(TFP)の増加だ。……TFPが高くなるとは、たとえば同じ労働やその他の要素(金属とプラスチックなど)から、もっとすぐれた自動車がたくさん生産されるということだ」,「TFPの伸びを大雑把に総計したところでは、過去50年間に顕著な傾向は見受けられない。1950年代と1960年代前半は増加した後、1960年代から1990年代前半まで減少し、その後1995年から2000年にかけてわずかに回復している」という事実は、「特許は生産性の真の向上の良いいめやすであるとか、まして原因であるなどという主張とまっこうから対立している」ことがわかる(100~101頁)。

「**特許の藪**」の問題で、「特許数の大きな増加の理由の一部は、既存の特許に対して防御するために、特許がさらに他の特許を生むという事実にもある」,「特許の藪をこぎ渡る」という状況は、**超高コスト**で果てしのない「**特許取得ゲーム**」をしているようで

ある。インテル社の幹部は、「われわれの特許は1万件一実におびただしい数だ。1万件より1000件の方がありがたいか？ イエス。他の世間が同じようにするなら」と述べ、IBMの知財担当者は、「われわれの特許はアメリカで毎年3000件認められているが、必要ならそれを1万件にだってできる」と述べている。

現在のアメリカの「特許取得ゲーム」は、企業が莫大な資金をつぎ込んで「防衛特許」を取得、所有しているが、これが生み出す均衡は、冷戦の「相互確証破壊の脅威」と等しく社会的に悪であるが一決して使われない兵器の製造に莫大なりソースが投じられている—それよりもなおさらにひどく狂気じみている、とまでいう(104頁)。このような莫大な出費(浪費)は、もっぱら「知的財産」法の産物に過ぎない、と言いつける。

前述のカーネギー調査で、特許の使い道についての質問に対する答えは以下の通りであった(107頁)。

	製品	プロセス
業績	5.75%	5.04%
ライセンス収入	28.27%	23.25%
交渉での利用	47.38%	39.96%
訴訟回避	58.77%	46.50%
模倣防止	95.81%	77.61%
阻止	81.81%	63.58%
評価の向上	47.91%	34.03%

「模倣防止や競争相手の阻止をおこなうための平均88%は、おおむね『独占者になるため』と解釈できる。また、平均で53%が交渉や訴訟回避に利用されており、これはおおむね『無駄なレントシーキング』と解釈できる。この努力はイノベーションのためではなく、法的な取引の道具に使われているのだ。標準的な知的財産権肯定論で言われる経済価値のある特許利用、つまり一業績指標及びライセンス収入の獲得は、たった17%だ。本書で述べる通り、ライセンス収入はおもに無駄な独占力から生じていると認めるならば、経済価値のある特許利用はたったの6%でしかないことが、カーネギー調査を見ればわかるのだ(107頁)(傍線筆者)と調査を分析している。

本著書の128~129頁に「特許の誤り」と題する項

目があり、ここで「特許は違法と証明されないかぎり合法というのが法的前提だから、特許を受ける側としては(それを脅迫に使うにせよ他の目的に使うにせよ)変な特許でも認められるというのは、かなり法的に有利なことだ。さらに、不良特許は却下されることもあるが、言うまでもなくとにかく膨大な数の不良特許を出願して、少数でもいいから通るのを願うというのが基本戦略だ」と述べていることは、日本でも有数の年間出願件数の実績を有する企業も同じ事情であろう。

(8) 第3のテーマについては、エイズ治療薬を例に出し、「すでに発明されているから、いまでは安価に製造できるだろう。でもその発明には相当額の資金がかかっているし、製薬会社はそれを回収すべきだ。十分に高値で売らなければ損失が出るし、エイズと闘うための研究をやめてしまうだろう」という知的独占を支持する理論的な主張を紹介している。弁理士の大半は、この理屈を妥当なものと思うであろう。しかし、著者らは理論的には一理あるが、「充分」ということと「価格差別」という2つのキーワードを示し、第9章に「医薬品産業」という一章を設け、302-343頁にわたって、反対意見—知的独占は想像力を育てるところか、むしろ損なうとする理論を展開している。

「新薬を一つ市場に出すための平均費用は、2000年ドル換算で、最大8億ドルと推計」、「新薬の発見から承認までは実に長いギャップがあるので、実質的な独占保護期間少なくなる(延長制度が認められた)」、「新製品を市場に出すにあたって特許が重要な役割を果たすと思われる唯一の産業は、医薬品産業だけ」、「医薬品産業は、あらゆる知的独占支持者の寵児」、「特許が発明家に提供する保護なしには、われわれが当然と思うようになった夢のような薬は実現せず、人の期待余命はずっと減り、大製薬会社が治療してきた病気により、何百万人もの人々が死んでいた」、「現代医薬品とバイオ技術の奇跡は、知的財産の奇跡」などの特許支持論を紹介している(302~304頁)。

ごく最近まで、大陸ヨーロッパや日本では、「プロセス特許」だけで「医薬品自体の特許」は認められていなかった。このような歴史的経緯から、特許が医薬品のイノベーションにとって必要条件であるなら、医薬品の特許が認められてきた国々とそうでな

い国々として大きな差が生じるはずである。そうであるとするれば、1850年から1980年にかけて、ほとんどの薬や医学製品は、特許で保護されていたアメリカとイギリスで発明されていなければならないが、現実はそのようになっていない。むしろ、大陸ヨーロッパでの医薬品のイノベーションの方が多く生じている。

「特許をとって発見を商業化するというインセンティブは、こうした研究結果で特許が取れるというバイ・ドール法により増えたはずだが、この法律が成立した1980年以来、かつてない勢いでアメリカの大学研究室から素晴らしい医療科学的な発見が次々に出ているという証拠は一切ない」(324頁)とされ、『イギリス医療ジャーナル (BMJ)』で医師が選んだ“根本的な医学的発見”と“革新的な薬”が2006年に公表されたが、選ばれた15件のうち「クロプロマジン」と「経口避妊薬」が特許を取りたいという動機からくる研究プロジェクトで見つかったにすぎない。このBMJにおいて、アメリカ疾病予防管理センター (CDC) が20世紀アメリカにおける公衆衛生の成果トップ10の中で医学特許によるものはゼロであるという (326頁)。

医薬品では、1989年から2004年にかけてFDA承認薬の申請の54%は、すでに市場にある活性成分を含む薬のものであり、新薬承認のうち、35%は新しい活性成分を持つ製品だったが、その薬のうち既存の治療法に比べて十分な臨床的改善が見られ、優先薬として認められたものは、ごく一部しかなく、FDAが承認するものの77%ほどは、厳密には医学的な観点から言って「重複」している、という (328-329頁)。

「医薬産業が独占産業なのは、特許がそこで使用されるビジネス手法の核であり基盤だからだ。そうした産業は必然的に、レントシーキングと賄賂に手を出すことにより、関連した研究成果を隠したり抑圧したりして、医師の処方箋書きも見張り、研究チームの3倍ものマーケティング部隊を雇い、最終的には『政治活動献金』における上位献金企業にランクインしてしまうことになる」と手厳しく批判している。「まねっこ薬」の研究費も含まれていて、それが総研究開発費の75%ほどになっているのであるから、真の新薬開発費用が莫大であるとは言えず、特許制度が無駄使いを強いている面が大きいと

いう。

日本経済新聞の2013/7/13朝刊に「なぜ高血圧症薬の論文データ操作 激しい競争、背景の見方」と題し、「スイス製薬大手の日本法人ノバルティスファーマ (東京・港) の高血圧症治療薬ディオバン (一般名バルサルタン) の臨床研究データに意図的な操作があったと京都府立医大の検証チームがまとめた。他社製品にない効果を訴えたい製薬会社の事情が背景にあるとみられる。従来研究者のモラルに頼っていたが、国は再発防止に乗り出す」という記事が載った。「まねっこ薬」の氾濫がなせる不祥事であろうか。

「特許がなければ企業は特許ありの場合と比べて25%どころか80%近い利益をあげる」という研究結果も出ているし、企業が「既存特許を迂回して発明」する費用も大きい (336頁)。

さらに著者らは、いろいろなエビデンスをあげながら、「特許が医薬品のイノベーションに有益な役割を果たさない」と結論している。

なお、「インセンティブ」という言葉がしばしば使われるが、『特許法』(第二版)(中山信弘東大名誉教授著)の中では、「知的財産法とは、創作者に独占的利潤という特権を与え、それを餌として新たな創作へのインセンティブとし、社会の情報の豊富化に資する制度である」(9頁)という使われ方をしている。「モチベーション」は、「動機」であり、「インセンティブ」は「誘因」であり、「鉛と鞭」(若田部昌澄早稲田大学学術院教授)であるという。若田部教授によれば、ノーギャラでも働くインセンティブもあるという。中山教授も同著の10頁で、「人の行動は金銭的利益によってのみなされるとは限らず、特に創作活動は、金銭的利益とは無関係になされる場合も多く、現行の知的財産制度だけが情報創作へのインセンティブとなるものではない、という認識は重要である」と言っている。同著9頁では「**コモンズの思想**」の台頭についても触れている。

＜＜バイ・ドール法…バイ・ドール法は、連邦資金を利用した研究成果の実用化を促進することを目的に、1980年に成立した米国連邦法である。同法は、米国の技術力の巻き返しを実現させた仕組みの1つとして、これまでに、米国内外からも大きく注目されてきた。立案者である

バーチ・バイおよびロバート・ドール両上院議員にちなんだ通称名称で知られているが、正式名称は「大学および中小企業特許手続法」となる。同法の骨格は以下の通り。1. 大学・非営利法人・中小企業が連邦政府の資金提供の下に研究を行った場合、研究成果に対する知的財産権は研究実施機関に帰属 2. 知財を取得した機関は、他の機関にライセンス付与が可能 3. 連邦政府は、研究成果に対する特許を無償で利用できる非独占的ライセンスを保有バイ・ドール法が成立する以前は、連邦政府では連邦資金による研究成果に関する知財政策が統一されておらず、省庁によって異なる方針が混在していた。しかし、1970年代の日本経済の台頭などを受け、米国では国際競争力への懸念が高まり、競争力向上のための政策の一環として、連邦資金を受けた研究成果の取り扱いが連邦議会で大きく議論されることになった。この際、以下の2つのアプローチのどちらを採るべきかが議論された(洪 美江(ほん・みがん) Washington CORE Research Analyst) (産学官連携ジャーナル Vol.5 No.1 2009 掲載より) >>

- (9) 知的独占支持論者は、「イノベーションへの報酬として独占できる見込みが差し出されると、他の条件がすべて同じなら、インセンティブは高まるはずだ」というが、他の条件が同じであるということ決してなく、「知的独占のシステムはイノベーターがアイデアを売って手にする金額を増やすかもしれない—だがそのアイデアを生み出すコストも引き上げてしまう。イノベーターは、他の独占者すべてにもっと大金を支払わなければ、かれらのアイデアを使って自分のアイデアを生み出せないのだ。このシステムは他にもさまざまなコストを生み出してしま—イノベーターたちはコストのかかる特許検索をして、既存の特許を侵害していないか確認しなければならない—そして弁護士たちが手にする相当な法的費用や裁判費用も、すべて知的独占システムを機能させるコストに含まれる。こういう各種のコストのせいで、知的独占システムは競争システムよりもイノベーションが減少する傾向をもたらす」(211頁)と独占支持者へ反論する。さらなる反論として、「知的独占が良いアイデアだというなら、それ

はイノベーションを増やすからでなければならない」にもかかわらず、「イノベーションを増やした証拠はない」という(212頁)。研究開発費の増加は、直接イノベーションの増加に結びつくわけではない。また、医薬品のところで見たと同じように研究開発費には真のイノベーション(優先薬)に結びつく費用以外の費用が多く計上されている。

- (10) 知的独占を支持する議論として、「アイデアの所有が家屋や自動車や、その他の私有財産の所有と変わらない」というものがあるが、「財産はどれも同じというわけではない。競争につながる良い財産—土地や車—があり、そして独占につながる悪い財産—アイデア—がある。この二つのちがいは、そんなに難しいものではない—わたしに自動車の独占販売権を与えることで、顧客に対しての財産権が生じる。つまり、顧客たちに他の人間とは取引できないと命じる権利ができるということだ」(212-214頁)、1世紀半以上昔(1851年)の『エコノミスト』誌では、「特許を与えることは『貪欲さを煽り』、不正を引き起こし、市民への課税を可能にする手口を追い求めさせ、発明者たちの議論や口論を生み、果てしない訴訟を引き起こす」(215頁)と主張されていたが、現在の状況も変わらないという。

「アイデアについて重大な混乱が見受けられるのは、抽象的アイデアと、実体あるそのコピーのちがいだ。抽象的アイデアを所有するとは、そのアイデアのコピーすべてを管理する権利があるということ。アイデアのコピーを所有するとは、そのコピーのみを管理する権利があるということだ。好ましいのは後者で、前者の所有権は好ましくない」(215頁)ともいう。同じことを著者らは次のように述べている…「使える知識は発明者が管理する物体にすっかり実体化されていて、それはやはり発明者が管理する製造プロセスによって再生産できるため、実体化した物体に対する普通の財産権さえあれば、イノベーターは競争レントによって、その価値を獲得することが十分に可能なのだ。それ以上の権利は特に必要ではないし、特許が与える独占的な権利などまるで呼びではない」(218頁)。(太文字並びに傍線筆者)

独占支持の論として、「知的独占がないと、アイデアは非競争的だから、最初のアイデアコピーが生まれた時点で公共財になってしまう」という主張があ

るが、このような主張に対して「アイデアが公共財であるという議論が意味をなすには、このアイデアは抽象的アイデアでなければならない、非競合的なのは抽象的アイデアのみだからだ。財産権が行使される経済実態が抽象的アイデアではなく、アイデアのコピーであることに気づくと、『知的財産』に対する見方が変わる。アイデアのコピーは競合的であり、また排除可能でもある一公共財ではないのだ」と反論している(220頁)。「実体のあるコピー」を手に入れるのに、これを盗めば窃盗行為となるが、「アイデア」を手に入れるのは、相手の積極的な手助けなしにはかなり困難であるという。見ただけですぐに理解できてしまうような簡単なアイデアは、そんなにない。何かを頭で理解するのと、それが実際に使えるというのとはまったくちがう、ともいう。

「ひとたび発見されたアイデアはだれでもフリーに模倣できるという見解」は事実とかけ離れていて、概してアイデアは伝達が困難で、伝達するリソースには限界があり、模倣には努力が必要であり、さらに重要なことは、もとのイノベーターから製品もしくは教育サービスを購入する必要がある、ともいう。

(11) 「特許を取得するには秘密を明かさねばならない」という特許制度の根幹についても著者らは、「秘密と特許」という項目(235-239頁)で、特許法では企業秘密の隠匿を解決してはいない、と主張する。先のカーネギー調査の結果でも、特許が収益回収の手段として効果的だと回答するのは、23~35%であり、企業秘密の保護が効果的だという回答は51%であった。例として、アマゾンの著名な「ワンクリック」特許(米国特許番号5,960,411)について解説し、特許明細書で開示されている内容では、コンピュータプログラマにとって実際に益になり得る情報は得られず、一般的なアイデアだけが公開され、有用なアイデアは特許で公開されていないし、模倣するのも容易ではないという。

米国特許明細書の書き方として、「料理のレシピ」本のように書く、ともいわれ、米国特許法でも「当該技術分野の技術者が発明品を作り、使用できるように記載する」ことが求められている。しかもその程度は、日本出願よりも、より詳細で具体的な開示が求められている、といわれているにもかかわらず、肝心のところは企業秘密で守られていることが多い

ようだ。

(12) 著者らは、数多くの知的独占の擁護論(弁理士にとっては常識と思われるような理屈も含めて)をことごとく退け、「知的独占はガン」である、と言い切り、ガンを「一気に切除してしまったら問題が起きる」し、「いきなり知的財産法を廃止したら、耐えがたいほど大規模な二次的被害が生じかねない」から、将来的には廃止を目指し、段階的な改革を必要としている、と結論付けている。

## VI. 特許制度の未来

### 1. 欧州特許庁(EPO)が2007年に発表した「未来のシナリオ」

(1) 独立行政法人経済産業研究所(RIETI)の上席研究員清川寛がこのEPOの4つのシナリオを紹介している(2007年11月27日『EPOの「未来のシナリオ」』)。

第1のシナリオ「市場は支配する」は、「ビジネスが主要のドライバー」、第2のシナリオ「誰の獲物」は、「地政学が主要のドライバー」、第3のシナリオ「知恵の木」は、「社会が主要のドライバー」、第4のシナリオ「青い空」は、「技術が主要のドライバー」となっていて、ここで「ドライバー」とは、dominant driver のことであり、「時代を動かす主たる力」である。

(2) 「未来のシナリオ」では、「特許システムは15世紀にベニスで施行されて以来発展を続け、排他権付与という点では変わらないが、いずれにせよ、技術・知識の拡散と更なるイノベーションに拍車がかかる『価値あるサイクル』を生み出してきた。しかし近時、いくつかの綻びがある」とし、

- ①新分野の出現、
- ②特許基準の墮落、すなわち些末な特許群の出現、
- ③国際通商関係(特にTRIPs)、
- ④期間延長(特に医薬品)

の4つを挙げている。

そして最近の状況から克服すべき3つの障壁として、

- ①特許活動そのものの量、
- ②知的財産となる素の数の増加、
- ③技術の多様性

の3つを挙げている。

(3) EPOの問題意識として、「特許システムは出願



増からの膨大な滞貨や些末特許による特許の藪によって複雑性とコストが増している。他方、知識の性格・役割・価値は変わりつつあり、R&Aも連携が増え、また国際的なものも増えている。特許はむしろ知識共有の触媒と見られる。このような状況を踏まえての鍵となる問いは、脱工業化時代において社会全体の利益のためにイノベーションを支援し続けることができるのか?そして、シナリオが探るのは、2025年までの知的財産制度はいかに発展すべきか? またそのような制度の世界的な正統性の根拠如何? である」という(傍線筆者)。

(4) 第3のシナリオ「知恵の木」では、2025年には特許制度は世界中でほとんど廃止されている。このシナリオでは、「増加するデジタル社会の中で市民のアクセス能力への懸念が生じた。著作権等は古いビジネスモデルを守り、イノベーションを禁止し、知識社会で構築されてきたものへのアクセスを制限するものと見られた。既存法の便益が問われ、立法者は大企業の味方と非難された。些細な特許や過剰な著作権で世界は泥濘となった」と仮定し、「市民の大部分は、特許や著作権を創作インセンティブとは見ない」ようになり、新規のコンピュータやスマートフォンの大多数はオープンソースソフトウェアで作動するようになり、他の分野、バイオ等にも拡大する。大きな出来事として、インフルエンザの流行で2000万人近くが死亡し、製薬会社がワクチン価格の値下げや後発品の参入を許さない出来事が生じ、「特許は人殺し」とのスローガンデモが全世界で起きた。世界的な食糧危機が起こり、政府は種子ビジネスの独占的慣習に介入し、制限することになった。情報産業(ITC)では、ITC基準がパテント・ト

ロールの攻撃を受け、人々はハイテク特許に不満を抱き、その後いくつかの経済研究が、急激な技術分野での特許の便益は疑問とした。IT企業は、より効果的効率的にサービスを活用したい個人や集団(高齢者が大半)や企業に対しての個別アシスタントプログラムの提供を開始した。さらにエンターテインメント産業の話やヒトの遺伝子操作の話から、特許制度の廃止へと続く。そして2025年には、特許は世界中でほとんど廃止され、秘匿や商標、意匠や地理的表示がイノベーション保護に使われ、先行者利益と顧客管理が成功・非成功を分ける鍵となり、イノベーションは国やNGOの資金提供で活性化される。デメリットとしては、利益動機の欠如からイノベーションレベルを減少させ、秘匿の増加はオープンソースのない累積的発明速度を遅らせる、という。

(5) 第4のシナリオ「青い空」では、差し止め請求権のない特許(ソフト特許)とある特許(製薬分野等)に分かれるという。清川氏の説明によれば、「Blue Skiesの世界では、温暖化問題からその排出削減技術の普及・共有化のため、関連する複雑なシステム技術(特許)への保護を緩和しソフトIP化させるところ、それが成功し他の分野にも広がり、やがて特許制度は、ITCのような複雑な領域のソフト特許、即ち差し止めがないものと、製薬分野等の古典的(現行の)特許に分かれる。ソフト特許分野では、秘匿等の替わりとしての保護手段がでるが、出現しつつある分野(最先端分野)等ではオープンソースの重要が増し、ソフト特許とあいまって協調的イノベーションが支援されるというもの。このソフトIPはまず日本で、ついで欧州で導入され、更に米国

<市場は支配する>

○2025年までにIP体制はどうなるか?  
ビジネスが主要なドライバー  
システムがあまりにも成功したためその自重での崩壊に直面しての整理結合の話

○鍵となる質問

増加し続ける出願量は特許システムを押し下げるか? それはグローバル化を如何に進めるか? 特許権への願望は、増大し続けるか、あるいは折り返し点に至るであろうか? 実行の問題は、金融資産としての特許権の更なる展開に如何なるインパクトを与えるか?

特許システムは、増加し続ける競争に直面したビジネスに保護を提供するか? そしてこれをテストする方法は; ビジネスがグローバル化の時代においても特許保護の使用を維持するか否かを見ること。

○体制が持つ正統性  
ビジネスがIPにイェスと言うか; その他の者は無関係

<誰の獲物>

地政学が主要なドライバー  
地理的バランスがシフトし、競争的な野望の持ち主の出現で現在優越する者が攻撃を受ける、ブーメラン効果に直面しての話

将来の地政学の変化の主たるドライバーは何か? それはグローバル化を如何に進めるか? これは既存の構造や制度に如何なるインパクトとなるか? このIPシステムのインパクトは、グローバルか? また地域的に?

特許システムは世界の様々な利益を公平に奉仕するか? そしてこれをテストする方法は; 低開発国(LDCs)と他の途上国を見ること。

世界的な正統性は無い;  
国と地域のIPシステムの競争

<知恵の木>

社会が主要なドライバー  
特許システムへの社会の信頼が失われ、批判が増していくという状況に直面しての制度腐敗の話

IPにおける公共および個々の利益を社会利益のために如何に調査させるか? 倫理および道徳のジレンマは、特許システムに影響された技術によって如何に生起するか? 特許化可能性の制限は何処に引かれるべきか? 誰によって?

特許システムは社会を裨益するか?

そしてこれをテストする方法は; それが発明への報酬と公共に対し供給する財や知識との間のバランスが達成できるかを審査する。

古典的な独占権に対する正統性は無い;  
オープンおよび連携しての発明の正統性

<青い空>

技術が主要なドライバー  
地球の危機、技術への社会的信頼およびシステムティックリスクに直面しての特許システムの分化の話

技術の専門化は如何に定義され、また測られるのか? 誰によって? 出現しつつある複雑な技術分野で価値ある知識は如何にすれば保護することができるか? 1つで全てに合う特許システムは、異なった技術分野の要請に併せるために廃止すべきか、どこにその境界線を引くか? 誰が?

特許システムは自然の変化や技術のペースに適応することができるか? そしてこれをテストする方法は; 二股になった特許システムが、技術と社会の要請により良く対応することができるかをチェックする。

IP改革は世界的正統性を元通りにする。

でも水素輸送技術での個人発明家によるブロックやパテント・トロールから米政府をして強制ライセンス制度導入をさせ、それを普及に契機とする」というものである。このシナリオでの一番の眼目はソフト IP、即ち差止権を有しない特許権の導入（特許権侵害時の金銭補償・損害賠償はある）である、という。

- (6) 第1のシナリオでは、「ここでは特許は、技術的側面に着目した模倣防止の裁判手段や排他権での技術優勢確保手段から、金融資産的な無形資産としての価値がどんどん重要になり、その運用も特許プロよりも金融的プロが行うことになる」と予想するものであり、第2のシナリオでは、「地政学が主たるドライバー」であり、「米欧対南諸国というブロック経済化する」、「この世界で IP 制度はまさにブロック毎になるが、有り体に言えばかつての先進地域の欧米では IP (特許) がその競争優位の保持に役立たず、逆に南南連合はイノベーションで強くなることから特許の執行力の強化を言い出し、まさに今と逆転する。これは特許はある意味『強者の権利』であることを表している」

## 2、『発明のコモンズ』幡鎌博著 創成社 2010.8.20 発行

- (1) 著者によると、「本書のテーマは、発明は、特許制度のような独占排他権ではなく、あるルール（先行者優位を強めるルールなど）に従えばだれでも利用できるコモンズ的な制度で運用すべき、というものです。私は、発明の財産性には否定的です。パテント・トロールのような問題がつきまとうためです。オープンソースのように、皆で発明を育てたほうが、社会全体で見るとずっと効率的です。ただし、発明のためのインセンティブをどう与えるかを工夫する必要があります。現在のオープンイノベーション化の傾向からも、このような制度が望まれるはずです」と述べている。

- (2) 著者は、彼のブログ（幡鎌研究室のホームページ：引用元 URL：<http://hatakama.cocolog-nifty.com/strategicit/2010/08/post-6b1f.html>）で、「この本のオビの下のように書かれている『2025年までに特許制度がなくなる！』というのは、私の予測というより、EPO (European Patent Office：欧州特許庁) が2007年に発行した未来のシナリオ (Scenarios for the future) という資料に書かれていることで

す」と述べているように、上述した EPO の資料に影響を受けていることを認めている。ブログでは、さらに続けて「この EPO の『未来のシナリオ』がなければ、私もこのような大胆な本を出すことはなかったでしょう。この資料を知る前から、著作権で利用され始めたクリエイティブコモンズのように、発明でもコモンズ的な制度を考え始めたほうがいいのでは（特許制度を一から見直すべき）と考えてはいましたが、そんなことを言っても全く相手にされないのでは、と感じていました。ですので、この EPO の資料を心強く感じたのです」と述べている。

- (3) IT 知財部の社員が、著者へ「非常に、賛同できるものでしたが、弁理士先生や特許事務所の今後のビジネスが心配になっています」と質問し、著者は次のように答えている。すなわち、「企業の特許部門の方からも、サービスやビジネスモデルの発明について、特許のような独占排他権は不要なのではないかという疑問をお感じになるのですよね。私の本を読んでもいただきありがたいのですが、私の意見は学会等ではまだまだ少数派でして、今後、多くの人があるような知財制度の変革を訴えないと何も変わらないかと思います。… (中略) …もしも発明のコモンズ化が実現した場合『弁理士先生や特許事務所の今後のビジネスが心配』という点は、学会で弁理士の方からもご意見をいただきました。しかし、私はコモンズ化しても発明の出願制度は残すべきと考えております。ですので、弁理士や企業内の特許部門の仕事はさほど減らないと思います。ただし、差し止めはなくなりますので、弁護士の出番は減るかもしれません」

- (4) 著者は、「発明を『財産』のように扱うことをやめ、『知的コモンズ』として社会で共有しやすくする仕組みを提案している。現在の特許制度は、Boldrin & Levine (2008) など多くの研究者から厳しく批判されている。また、オープンイノベーションやオープンソースのような協調的な発明の流れもあるため、今後は、発明に対して特許権ではなくコモンズ的な権利を与えることを考えるべきと筆者は考えている。しかし、モノや製法の発明に関しては、発明のインセンティブを確保するために、社会的な貢献度に応じて、発明を行った企業への実施料の分配が望まれるであろう。純粋なコモンズではないが、排他独占を許さず、ライセンスも不要であり、

実施料のみ負担するという制度である。そのための仕組みを本稿では具体的に検討する」と述べ、ボルドリンらのように「知的独占の廃止」までは踏み込んでいない。著者は、「知識共有のためのインフラストラクチャーを作る、先行者が優位になる様な制度を設ける、パテントプールに強制的に参加することを制度化し、発明の社会的貢献度から対価を得られるようにする」と提案している。

- (5) 著者は、「元祖権」というものを提案している(第7章)。これは、独占せずに営業的な先行優位性を与える権利であるとしている。他社が模倣して同じサービスを実施した場合には、元祖権を持つ会社が「元祖」であることとその問い合わせ先やリンクを、模倣した会社のカタログや Web ページ上に表示することを義務付け、Web へ誘導してきた顧客の一部が、元祖権を持つ企業に送客されることが期待でき、独占やライセンス料は伴わないが、他社が模倣した場合に、元祖権を持つ企業が必ず営業的な効果を得られるようになる、と述べている。これは、サービスの発明(ビジネス方法特許)に適用することを考えている。これらサービスの発明が特許されることになったのは、「プロパテント」政策が押し進められたことによるが、日本はアメリカに追いついたばかりのことであろう。著者は、「サービスを独占させると、発明が普及しにくくなることで、発明による便益を受ける機会が減り、発明の社会への還元が遅れてしまうことにもなりかねない」(143頁)との危惧を持ち、サービスでのイノベーションは大いに期待できるので、独占によらない方がサービスの普及は図られると考えている。サービスの特許でも大手企業が数多くの特許を取得し、休眠特許が増えたらイノベーションの期待は薄らぐ。

本書ではサービス発明として特許されたものを例示している。以下にあげたものは本書で例示したもの的一部で、興味のある方は、特許庁電子図書館で閲覧可能です。

- ＜楽天「オークション・システム」特許第 3,659,400 号
- アマゾン・ドット・コム「オンライン販売システム」特許第 4,300,301 号
- ツタヤ オンライン「クーポンシステム」特許第 3,605,758 号
- ヤマト運輸「お届け事前通知方法…」特許第

4,130,311 号

カルビー「店頭商品鮮度に基づく…」特許第 4,290,373 号

三井住友銀行「認証情報入力システム…」特許第 3,520,264 号

セコム「指令支援システム…」特許第 4,077,314 号

### 3、『知的財産制度の新たな地平線・序説—これからの知的財産制度のあり方への見直しの視点—』<清川寛氏 (RIETI 上席研究員)>

- (1) このディスカッションペーパー(2008年)の「要旨」の中で、清川氏は、「従来は『プロパテント』の一言で遮二無二に、一見権利より(=プロ権利)の方向に進んできたことに対し、知的財産権制度の原理からその排他性の正当化根拠にまで立ち返り、その『見直しの視点』を探るものである。その際、公共(倫理学・競争政策)との観点、また社会制度としての効率性等の観点も加える。特に前述のパラダイム変遷を踏まえ、知財制度の目的—少なくとも現時点の我が国における目的—はイノベーションの促進であり、そのためのオープンイノベーションの進展からの『市場取引』というこの観点を強調したい(本文での結論を先取りすると、これは排他権の正当化にも新たな光を当てるものと考え)」と述べている。
- (2) 清川氏は、「知的財産権が何たる目的・制度なのかについて再確認しておく必要がある」ということで、以下の14項目に整理している。
- 1) 知的財産制度は、自然法的な権利の体系というよりは、広くは経済社会の発展、狭くは個々の知的財産法制の定める直接の目的(例えば特許ならば発明の奨励)のための「功利主義的な制度」と言える。そしてこのような社会全体利益のために功利主義的制度を構築することは何らおかしいことではない(正当である)。
  - 2) なお上で個々の直接目的の促進を強調すれば「インセンティブ(付与)制度」といえ、またそれを実現するのはある意味(産業)政策といえることから「(産業)政策的制度」とも言える。
  - 3) この功利主義的制度の行為規範として、知的財産制度はその特徴として「排他権」=他者行為の禁止、を定めるが、その禁止行為はいわゆる「不

正競争」行為である。この意味から知的財産制度の共通原理として不正競争防止性が言える。

(注：ここで不正競争とはパリ条約 10 条の 2 の不正競争を意味する。この「不正競争」を禁止することは、何ら不当でなく、正当である。)

4) このことを逆から見れば、知的財産とは、不正競争から保護すべき無体物である。また保護することから、結果として「財産的権利」とも言えよう。

5) この排他権は、他者行為を禁止するところ、「個人の自由」は近代市場経済の前提でもある。更に、利用や複製等の模倣行為には「模倣の自由」の原則もある。よってこの排他権の範囲は、これらとの緊張関係から、必要最小限・限定的であるべきである。よって市場で自律的にその目的が達成されるなら（例えば先行者利得で初期投資回収可能）、敢えて他者行為を禁止して、保護する必要はない。

6) なお知的財産制度は、排他権に所有権を擬制し、また要すればその登録審査等手続きを設け、更に排他権の内容もその対象とする知的財産から異なる。ここから、知的財産制度は極めて法技術的な制度でもある。

7) 近代市場経済においては、有体物のみならず無体物もその市場取引の対象とする。知的財産制度は、この近代市場において、無体物を市場取引するためのルール（システム）であるとも言える。そしてオープンイノベーションやインターネットの進展で知的財産の市場取引は益々重要となり、その促進が求められる。（むしろオープンイノベーションの背景である技術の高度化・複雑化からは連携＝取引は、今後の技術開発に不可欠とも言えよう。)

8) この「取引」の観点からは、その知的財産を取引可能なように市場に置くこと、即ち「開示」が重要となる。他方で情報取引においてはアローのパラドックスから何らかの保護が必要となる。この点、排他権、特に差止権の付与は、開示促進的である。

9) 加えて、知的財産法制における登録等の権利客體・範囲の確定や、禁止行為の予めの明示等々は取引促進的でもある。なお排他権・差止は、取引契約違反や無断侵害の場合の救済に効果的で、

翻って、知的財産の市場への開示への代償を保証する。

10) 以上から、創作奨励に加え取引促進の観点から知的財産制度、特に排他権（差止権）付与は、より正当化できるように思われる。

11) プロパテントの下、近時のグローバリズムや経済統合の進展の過程で、知的財産権については、財産権主義的傾向が強まるとして、倫理学から懸念を表明するところがあった。この倫理学の背景には、「社会正義」の観念がある。よって知財制度の運用やその拡大をする場合、この懸念にも十分配慮すべきであろう。

12) また知的財産権の強化は、競争当局の積極的関心をも招いている。知的財産制度は無体物の市場取引システム・ルールである以上は、市場秩序一般法である独禁法の適用を受けるべきである。そして上の倫理的観点等も考え合わせれば、競争当局の積極的関与は望ましいと言えよう。この適用は、実際の案件に対してであって、それは準司法機関たる公取委が行えば足りる。（知財法も競争法的観点は内在するが、競争政策の観点からのその知財法運用においては、その内在する規定を遵守して権利の査定等すれば足り、それ以上の配慮は原則不要であろう。）注：新たに制度設計する場合、競争を考慮することは必要であろう。

13) 知的財産権は社会システムである以上、社会システムとして運営可能か、即ちその運営コストが合理的な費用や手間の範囲内か、といった観点からの検討が必要（「規制の経済」）。

14) また社会システムとしての効率性も問題。この効率性は、運営経費等からの「経費効率性」と、妥当な運用等確保のための適切な役割分担の「役割効率性」がある。

(3) 清川氏は、特許権、即ちその排他性（独占性）を巡るところの経済分析を幾つか紹介している。すなわち、「プロスペクト理論」(Kitch : 1977), 「競争的イノベーション」(Arrow : 1982), 「累積的イノベーション」(Merges and Nelson : 1990), 「アンチコモンズ」(Heller : 1998), 「特許の藪 (thickets)」(Shapiro : 2001) であり、これらを検討した結果、「オープンイノベーションの時代で、連携＝取引促進の観点から、ひいては産業の発展に寄与するには、特許制度は如何にあるべきであろうか」として

以下のような見直しを提案している。

○「発明」自体は奨励すべきである。

「発明」はやはり産業発展の基礎であり、またパラダイムの変遷で触れたように、今後の我が国の発展にイノベーションは不可欠である。そしてオープンイノベーションのそもそもの目的は複雑・高度化した技術におけるイノベーション促進のためである。また「発明」はオープンイノベーションでの連携=取引の対象であって、その充実はいわば「(取引)商品」の充実であって、当然に重要である。

○このように「発明」=「商品」と観念すると、それが質の高い(価値のある)、また瑕疵の無いことは、取引安定上極めて重要である。この質の高さには新規性や進歩性、産業上の利用可能性を満たすことは勿論、その後において紛争等生じた際に十分「権利」として対抗できるもの、即ち「瑕疵の無い」ものであることが必要となる。そして前者の観点は専ら特許審査の話ではあるが、後者は、拒絶査定不服審判や無効審判(含む審決取消訴訟)や、侵害訴訟の場においても耐える(無効とされない)必要がある。ここからは審判手続きの適正化(含む訂正審判)が求められ、また特に裁判所との関係が問題になってくる(例えば104条の3の運用とかも)。

○「発明(商品)」の質からは、イノベティブなもの、いわゆるパイオニア発明は、社会的にも価値が高く、その保護は厚く、広く認めたい。

○「発明(商品)」があまりにも多い、特に特定商品関連への集中や重複的な状況(いわゆる「藪」)は避けたい。その意味で、進歩性は原則として高めにする。(もっともその分野の当業者から、そのレベルは技術分野で差はできる。)

○この数と質の両面から、国内優先権主張で一特許に関連特許等を補充し充実させることは望ましい。

○また早めに連携=取引を行うには、早期の出願、即ち結果として早期の出願開示=市場への「開示」が望ましい。ただ早期出願の場合、往々にして準備が不足することもあることから、公開代償原則に反することはできないが、その許す範囲で「補正」等は広く認めるべきであろう。これは前述の国内優先権主張においても同じ。

○また権利を付与する以上は発明は完成している必要があるが、ただ「完成」の意味として、例えば「有用な実施例」が一つでもあれば良しとし(まさに現行の審査基準)、またその「有用」性も広く(緩く)解すべきであろう。

○なお用途発明のあるものは、基本的には当該開示した「用途」のみを権利行使の範囲とするべきであろう。ただ当業者がそのクレームから当然その範囲に入ると認識するものについては、その限りではない。

○「差止」は、取引違反や侵害からの保護から原則として発動できる。これは連携=取引交渉を公平に行う上でも必要であり、そもそもアローのパラドックスから、市場に発明を開示する際の補償としても必要である。

○ただ「差止」の実際の発動は、社会的損失となる可能性もある。例えば、極めて競争が激しい分野では、たまたま同じ発明に複数者が取組み、その内の一人がタッチの差で発明を完成し出願した場合、その者が特許権を取得して他の者を全て差止(使わせない)とすると、差止められた者のそれまでの投資が全てサンクコスト化(無駄)になるおそれがある。よってこの無駄を回避するには、できるだけライセンスでの金銭的解決が望ましいであろう。

○同様のことは、その発明技術がいわゆる標準(あるいはインターフェース技術)に採用された場合である。なお標準化は、消費者を含めた社会一般の便益を向上するのみならず、オープンイノベーションにも資する。

○以上から「差止」の発動を必要な場合は制限する(こうすることも知的財産は絶対権ではない(単に物権擬制しているだけ)から可能であろう。ただしその根拠を特許法にするかあるいは独禁法等にするかは検討。)

○なお排他権、特に差止は、基本的にはオープンイノベーションとは対立する可能性がある。またそもそも個人の自由を前提とする近代市場経済や競争政策とも衝突する可能性もある。更に近時は倫理面からの懸念も表されている。よって市場の自律的作用、例えば先行者利益等、で十分投資回収可能なものは安易に保護拡大すべきではない。また仮に保護するとした場合、その制度の社会シス

テムとしての実行可能性,あるいはその効果と保護した際の副作用も十分に考慮すべきである。

- 加えて,そもそもその発動が単なる私的な金銭欲に基づくもので,社会に対し何らの公的な貢献をしないようなものは,むしろ濫用としてその行使を認めるべきではない(トロール等)。ただこの認定・取り締まりも特許法か独禁法か等の議論はある。
- 他方で,市場秩序維持の観点からは不正競争は防止すべきで,そのための排他権は許与される(もっとも何が不正競争かは模倣の自由から慎重な見極めが必要)。例えば,意識的な模倣は,しかも社会に何らの技術進歩的貢献等が無いものは,当然に取り締まり(禁止)されるべきであろう。(上記見直し案中の傍線は筆者)

「結論的には,現行制度とあまり大きな差異はないかもしれない。『藪』や『質』の問題から高めの進歩性などは,現行審査基準と考え方は変わらないかも知れない。ただ,審査基準そのもの及びその実運用も含めて,取引促進の観点からは,発明(=取引商品)の充実を望み,ために進歩性の認定や補正等に対して,寛容であるべきだと思うところはある(現行運用はあまりに画一的,厳しすぎないか,と思う)。関連して『審査官教育・訓練』の必要性と,『異議申立制度の再評価』を提案したい。また『差止』は,その行使は容認するが,実際の発動は出来るだけ回避が望ましく,特に標準やインターフェースに関連する場合,その制限が必要であろう。ただそれを特許法で行うか独禁法かは議論がある,等々」と清川氏の見直し案は結んでいる。

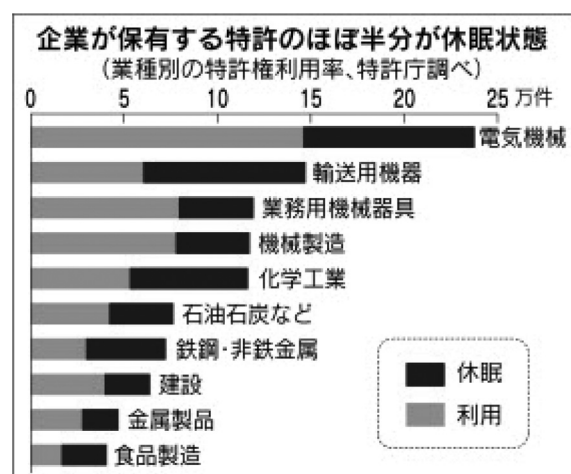
#### 4. 株式会社 産業革新機構による「休眠特許買い取りファンド」

(1) 日経新聞 2013/7/25 朝刊は,次のような記事を掲載した。

＜官民ファンドの産業革新機構は25日,電機メーカーが活用できない「休眠特許」を買い取るファンドに約30億円を出資すると正式に発表した。ファンドは集めた特許を新興国企業などに貸し出して収益を得る。ファンドにはパナソニックや三井物産も出資し,官民を挙げて日本の知的財産の活用を進め

る。ファンドは,三洋電機で特許管理に携わった吉井重治氏が社長を務めるアイピーブリッジ(東京・墨田)が7月に設立した。革新機構は同社とファンドに出資。当初は電機メーカーから携帯電話などに関する5000件の特許を取得し,将来的には300億円規模のファンドを目指す。国内の企業などが保有する約135万件の特許のうち,約半数は収益を生まない休眠特許となっている。特に携帯電話や薄型テレビなど,同じ分野で多くの企業が競合してきた電機メーカーには休眠特許が多い。特許は保有するだけで更新費がかかるため,活用が課題となっていた。ファンドは休眠特許を買い取るだけでなく,特許取得に携わった技術者を複数の企業から集めて事業化する役割も担う。特許が無制限に海外に流出するのを防ぎ,国内のベンチャー企業の研究開発をうながす。特許や商標など知的財産を生かしたビジネスは国内で停滞気味だ。2012年の日本の特許出願件数は08年比で12%減った一方,中国や米国では増加している。経済産業省関係者は「企業が特許を取得しても生かす道がない」と,伸び悩みの背景を解説する。ファンドの設立で休眠特許の活用がすすめば,電機メーカーの技術開発を後押しする可能性もある。25日に記者会見した吉井氏は「家電メーカーの知的財産の再編を進めたい」と話した＞

(2) 日経新聞 2013/7/5 朝刊にも次のような休眠特許の記事が載った。



＜特許庁の調査では,国内で登録され権利を行使できる状態にある特許の数は増加傾向にある。一方,2006年度以降,休眠特許の割合も50%近くで推移している。業種別では輸送用機器などが高い。休眠

特許のなかには価値の高いものが埋もれている場合もあり、権利を利用して企業収益に結びつける機会を逃せば、社会的な損失につながる。

(3) 産業革新機構の Web 上のトップページには、「グローバル経済の下で、経済の多極化、価値観の多様化、情報通信技術の発達、環境問題の顕在化等、従来にない変化が起きています。これらの変化は産業構造やバリューチェーンのあり方を大きく変え、従来のビジネスの勝ち方から脱却した、新しいビジネスモデルの構築が求められています。従って、日本や世界で活動する企業にとって、自己変革と革新を通じた『グローバル競争のなかで勝ち残るための戦略』を構築し、着実に実行することが緊急の課題です。その際、特に従来の業種や企業の枠を超えてチャレンジをすること (= オープンイノベーション) が重要な鍵となります。産業革新機構は、オープンイノベーションにより次世代の国富を担う産業を創出すべく、産業界との幅広い連携を通じた投資活動等を行ってまいります」との理念が掲載されている。

(4) 官民ファンドが買い取った休眠特許が目覚めて優秀なビジネスモデルによって成功するか、あるいは休眠特許を生かしたビジネスが国内で活性化するかどうか、ひとえに新しいビジネスモデルの構築にかかっている。だれも思いつかないような結合(新結合)を図り、既存のモデルを破壊するほどのイノベーションを起こすとき、休眠特許が革新的なものでなくてもよく、休眠特許も含めた既存技術の組み合わせによって優れたサービスないしはビジネスモデルを実現できるかである。特許制度の仕組みを変えないと、今後も休眠特許は増え(特許取得ゲームが続き)、オープンイノベーションにより次世代の国富を担う産業を創出することは難しい。

#### (おわりに)

「イノベーション」をいまだに「技術革新」としか捉えられず、「イノベーション」の中心は「知的財産権」にあるという考え方に囚われていては、日本では「イノベーション」が生まれず、「次世代の国富を担う産業の創出」はますます困難になる。われわれ知的財産権のプロフェッショナルと呼ばれる者は、「イノベーション」に対する考え方を変える必要がある。特許よ

りもむしろ「ブランド戦略」や「デザイン」の方が「イノベーション」に結び付きやすい。

「オープン・イノベーション・イノベーション」は「オープンイノベーション」の一部でしかない。前述した『オープン・サービス・イノベーション』(ヘンリー・チェスブロウ著)についての知識も必要となる。

知的財産権に携わる者としては、猪木武徳教授や清川寛氏の考え方になじみやすいが、IT 技術の発達のあまりの速さに、特許制度の「改良」や「折衷案」では間に合わない時代が、すぐ目前に迫っているかもしれない。

なぜ「知財立国宣言」から 10 年以上経過しても「知財立国」がいまだ道半ばなのか、官主導(知的財産推進本部など)に過ぎ、民間の活力が十分に利用されていないからなのか等々の検討が不十分のような気がする。「官主導」の知財にかかる莫大なコストは国民の税金であり、「知財立国」宣言から 10 年以上も経過して、イノベーションに関する相応の成果が出てこないということは、政府のアメリカ追随の知財政策の失敗なのではないか。日本の「ものづくり」のよさを活かす政策の実効性が待ち望まれる。それには伊藤元重教授の意見がアベノミクスに反映されて、効果をあげることが期待される。

いろいろな知財政策が発表され、その内容は至極もったもなのであるが、ここ 10 年間で「イノベーション・イノベーション」が生じて我が国産業が飛躍的に発展したというエビデンスはまったく見当たらない。このような事態になっても、知的独占の存在意義を夢にも疑わず、さらには独占を強める方向は間違っていないだろうか。ボルドリンらの主張するように、「超高コストで果てしのない特許取得ゲーム」あるいは三品氏らが言うところの「ドングリの背比べの後押し」に、少なくとも何らかの歯止めが必要なのではなかろうか。

特許業界に身を置く者として、特許制度を擁護するばかりではなく、たまには疑ってみることも必要であるとの思いから、今回の論考を書き上げた次第である。

< RIETI (独立行政法人経済産業研究所) の知財に関する Discussion Paper は、示唆に富みとても参考になり、本稿でも多くを引用させていただきました。興味がある方は RIETI の Web をご覧ください。なお、RIETI は、2001 年に設立された政策シン

クタンクで、理論的・実証的な研究とともに政策現場とのシナジー効果を発揮して、エビデンスに基づく政策提言を行うことをミッションとしており、これまで10年以上にわたる活動を通じて内外から高

い評価を得ている、という自己紹介(自画自賛?)がなされています。>

(以上)

(原稿受領 2013. 8. 17)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 須藤 浩

### 記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方(日本弁理士会会員に限りません)  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載テーマ** 原則、先着順とさせていただきます。  
知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内(引用部分、図表を含む)パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名(仮題で可)  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先(TEL・FAX・E-mail)を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。